

龍ヶ崎市第 3 期子ども・子育て支援事業計画
(案)

龍ヶ崎市
令和 年 月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の達成状況の点検及び評価	3
第2章 龍ヶ崎市のこども・子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
1 統計でみる本市の状況	5
(1) 人口の状況	5
(2) 世帯の状況	8
(3) 婚姻の状況	10
(4) 出生の状況	12
(5) 女性就業率の状況	13
2 アンケート調査結果からみる子育て支援などの現状	14
(1) 調査の概要	14
(2) 調査の結果	15
3 子育て世代や関係団体との意見交換	30
(1) 市長と子育て世代との子育て座談会	30
(2) 関係団体との意見交換	31
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括と今後の方向性	33
第3章 計画の理念	41
第4章 今後5年間に展開する子育て支援の取組	43
1 教育・保育の提供区域の設定	43
2 施策の展開	44
施策Ⅰ 幼児教育・保育の提供体制の確保	45
施策Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の充実	47
施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と子育て支援の充実	57
施策Ⅳ すべてのこどもを守り、支える環境の充実	61
施策Ⅴ 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実	63
3 成果指標(重要業績成果指標)と目標値の設定	64

本計画書における「こども」表記について

本計画書では、こども基本法における基本理念を踏まえ、以下の①から③に該当する場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用することとしています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援事業計画における「子ども」

- ② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名に使用されている「子ども」

- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定)に記載されている「子供」

第1章 計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを、市町村の責務の一つとして定めており、市町村は、その提供体制の確保を図るため、国が定める基本指針に基づき、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえながら、以下の事項を定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成することとなります。

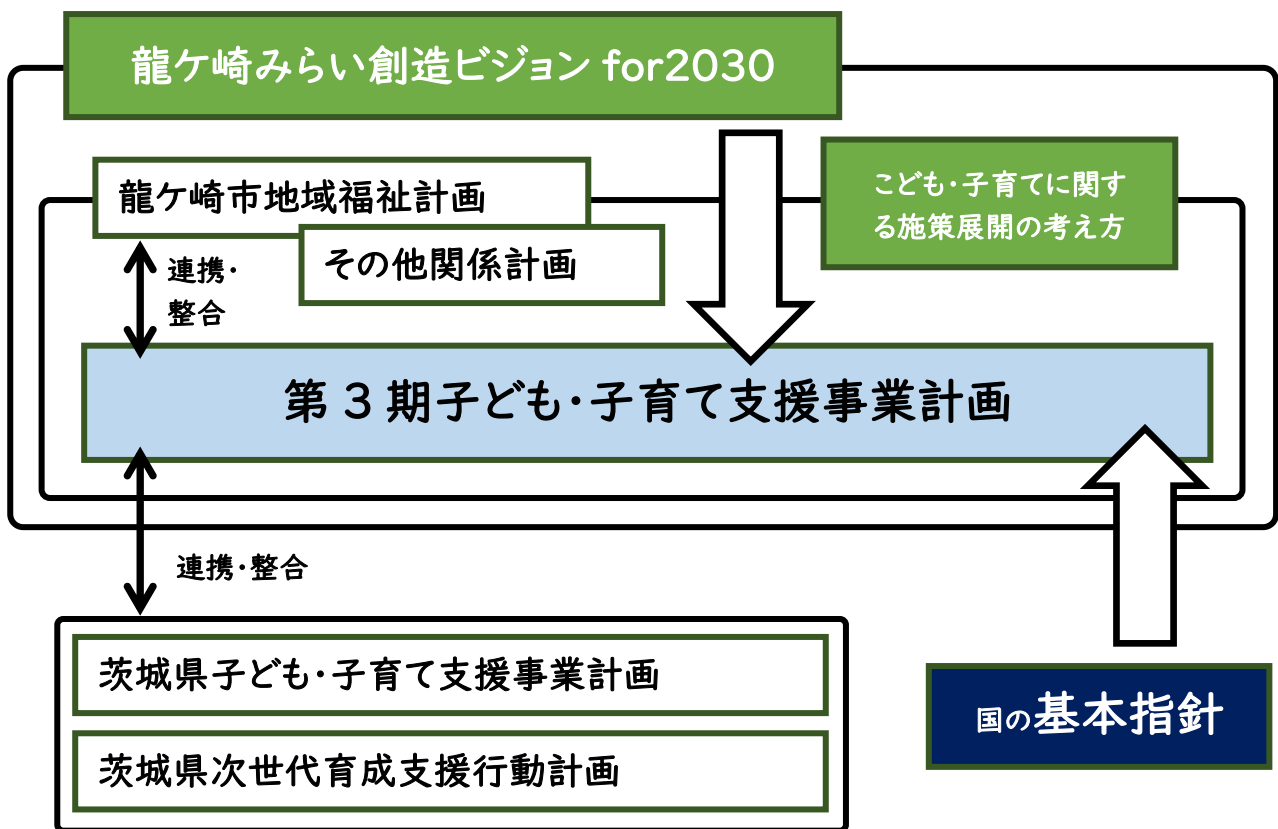
- 教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

本市では、令和2年に策定した「龍ヶ崎市第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、上記の事項に加えて、本市の一層の子育て支援の充実を図るために、前期計画に掲げた施策・事業の評価結果などを踏まえながら、「龍ヶ崎市第3期市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、国の定める基本指針に即するとともに、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が再延長されたことを受け、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」における子ども・子育てに関する施策展開の考え方や龍ヶ崎市地域福祉計画などをはじめとする関係計画との整合や連携を図るものとしします。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

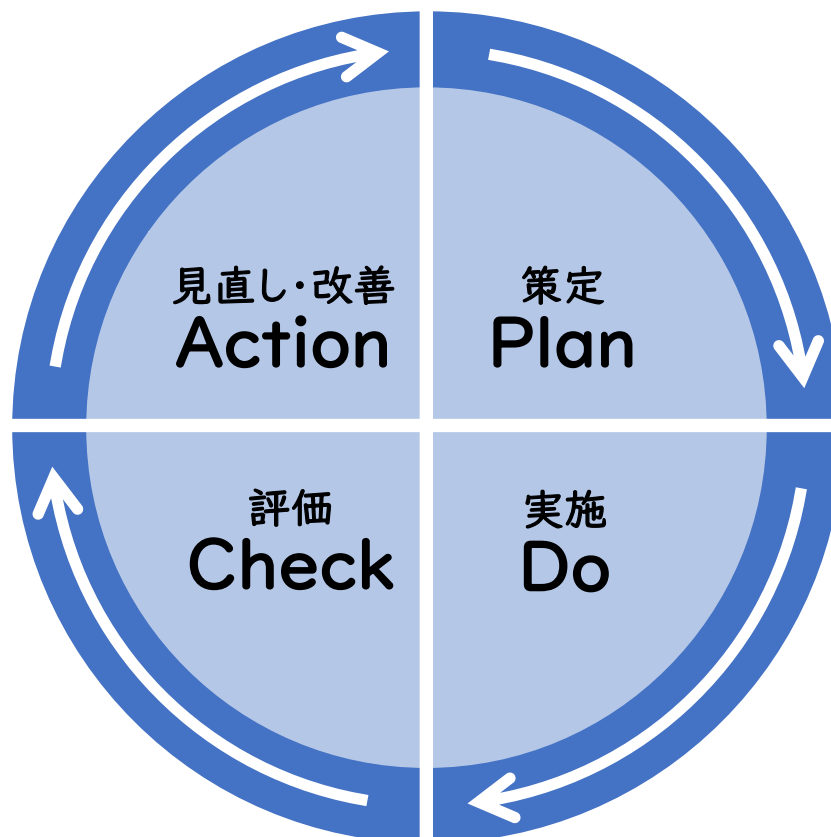
ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要により適宜見直しを行います。

平成27年度 ～令和元年度	令和2年度 ～令和6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第1期	第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画				
		適宜見直し 次期計画策定に向けた見直し				

4 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度、本計画に掲げる施策や取組みの実施状況を把握して、計画の進捗状況の管理を行い、本市の附属機関である龍ヶ崎市子ども・子育て会議へ報告し、ご意見などを伺いながら、計画の推進を図ります。

本計画の着実な推進のため、PDCA サイクルに基づく、進行管理を行います。



第2章 龍ヶ崎市のこども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

I 統計でみる本市の状況

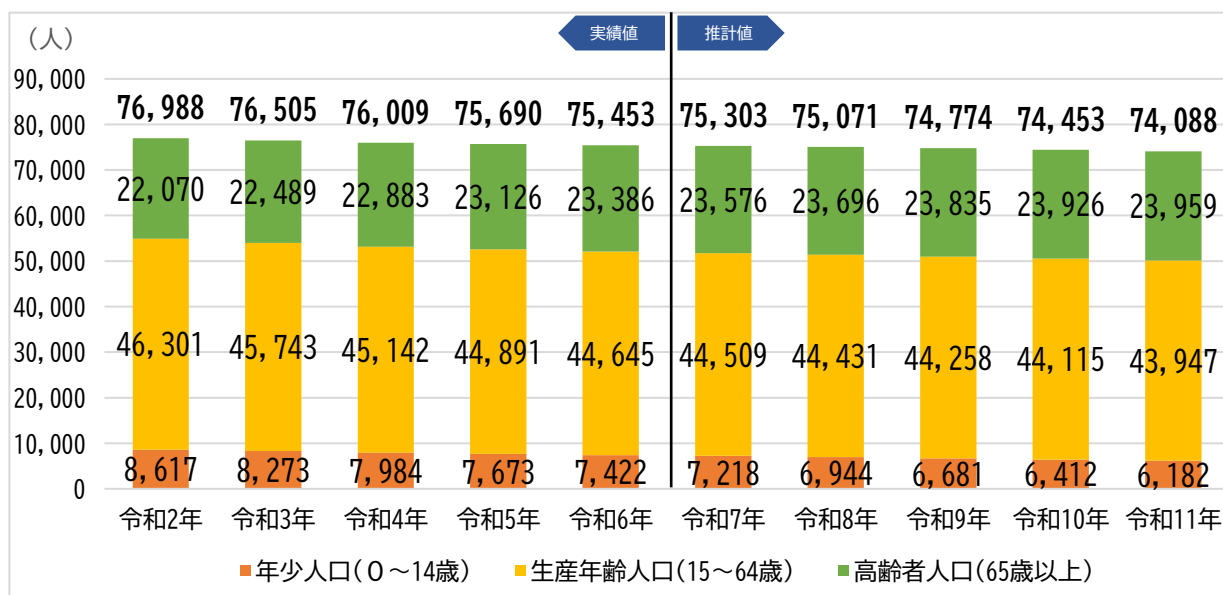
(1) 人口の状況

①総人口と年齢階層別人口の実績値・推計値

本市の総人口は、減少傾向で推移しており、令和6年には75,453人で、令和11年には74,088人になると予測されます。

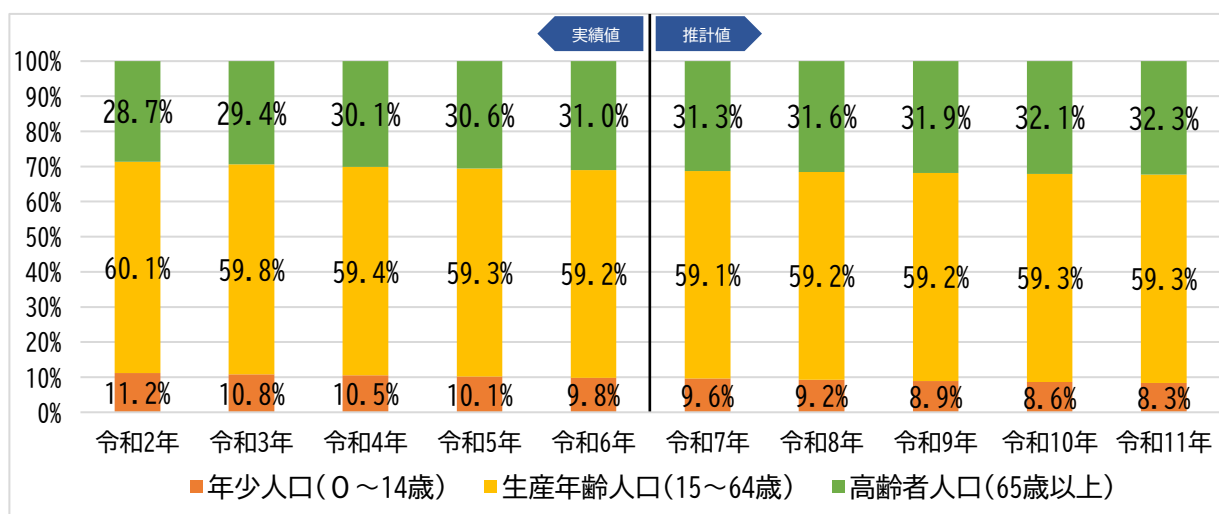
年齢階層別の人口割合は、今後も年少人口の割合が減少する一方、高齢者人口の割合は増加することから、さらに少子高齢化が進むことが予測されます。

〈総人口と年齢階層別人口の実績値・推計値〉



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

〈年齢階層別の人口割合の実績値・推計値〉



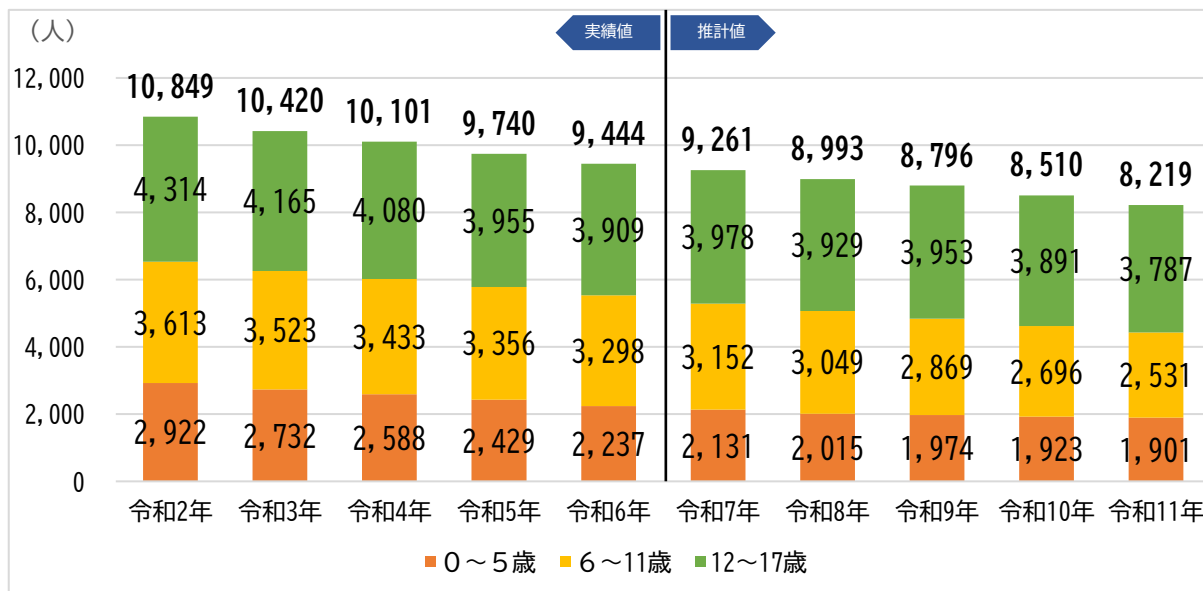
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②児童人口の実績値・推計値

本市の児童人口は、減少傾向で推移しており、令和6年が 9,444 人で、令和 11 年には 8,219 人になると予測されます。

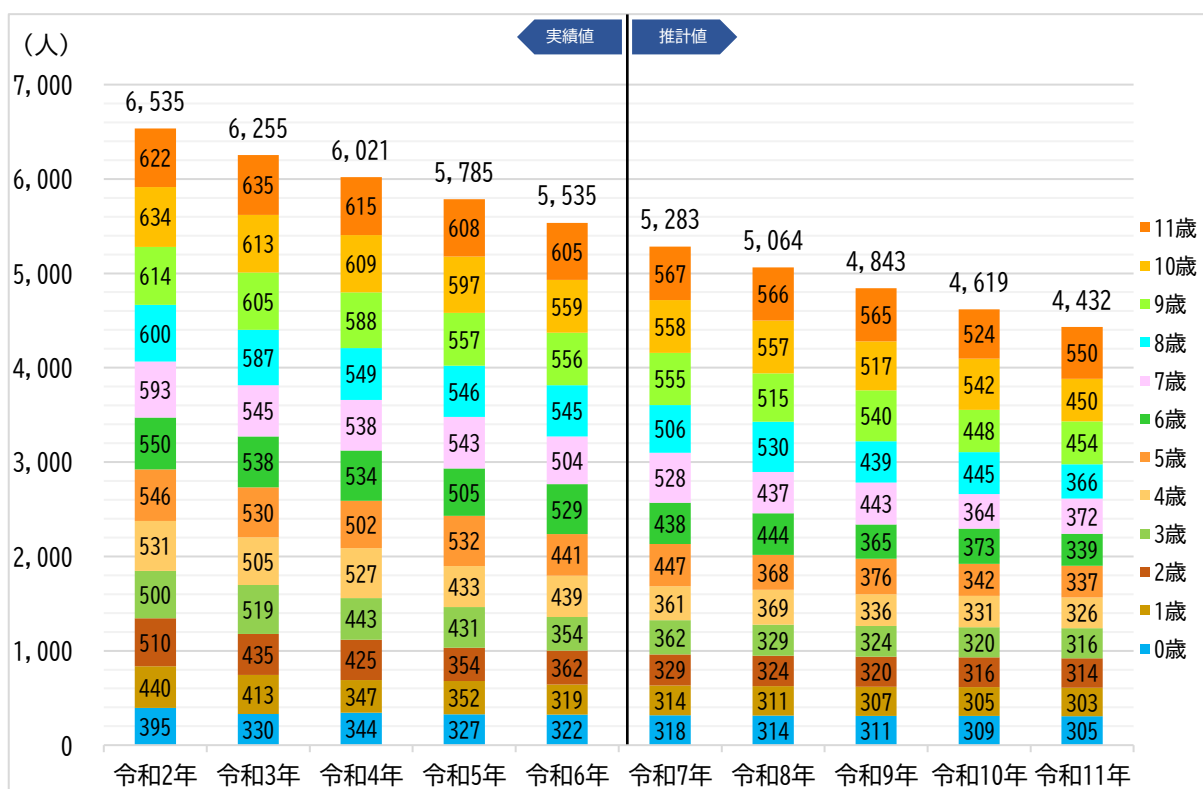
また、11 歳以下の児童数についても、減少傾向で推移し、令和6年が 5,535 人で、令和 11 年には 4,432 人になると予測されます。

〈児童人口の実績値・推計値〉



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

〈11歳以下の児童数の実績値・推計値〉



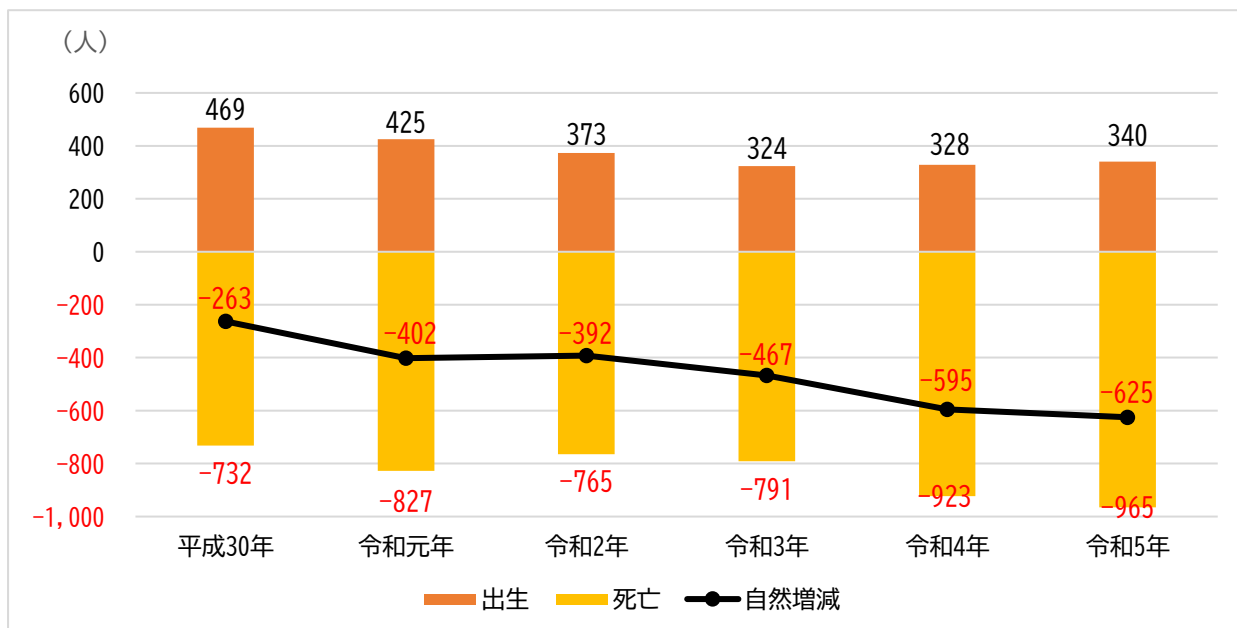
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

③自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年で 625 人のマイナスとなっています。

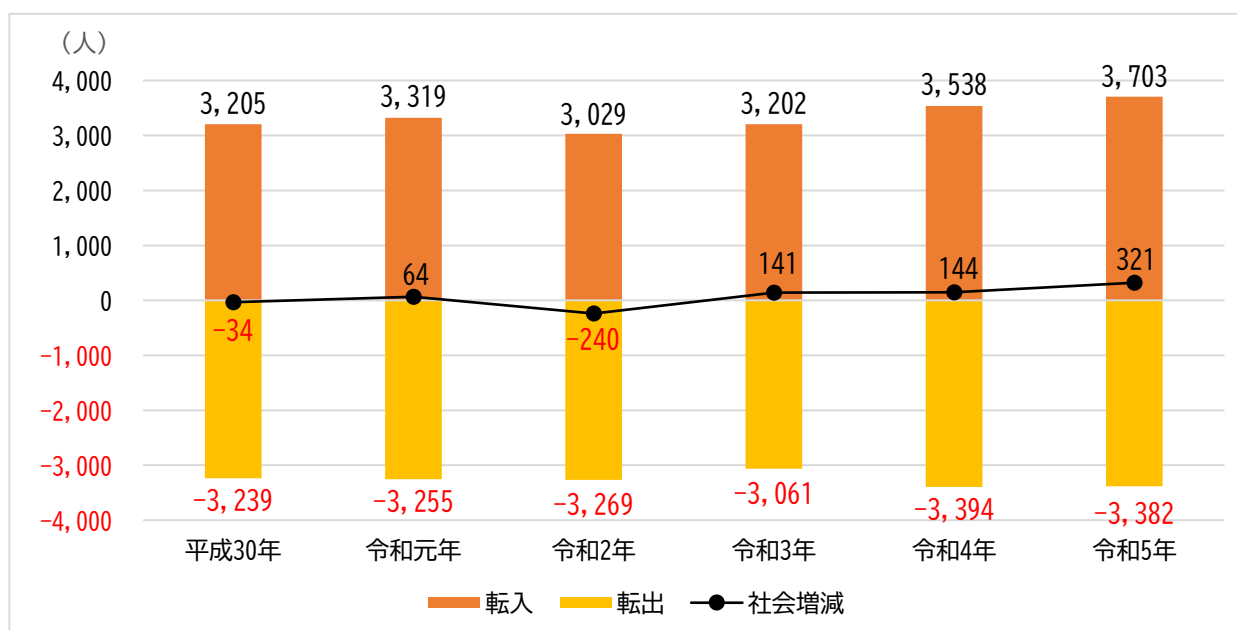
社会動態（転入・転出による人口動態）は、プラスで推移しており、令和5年は 321 人のプラスとなっています。

〈自然動態の推移〉



資料：統計りゅうがさき

〈社会動態の推移〉



資料：統計りゅうがさき

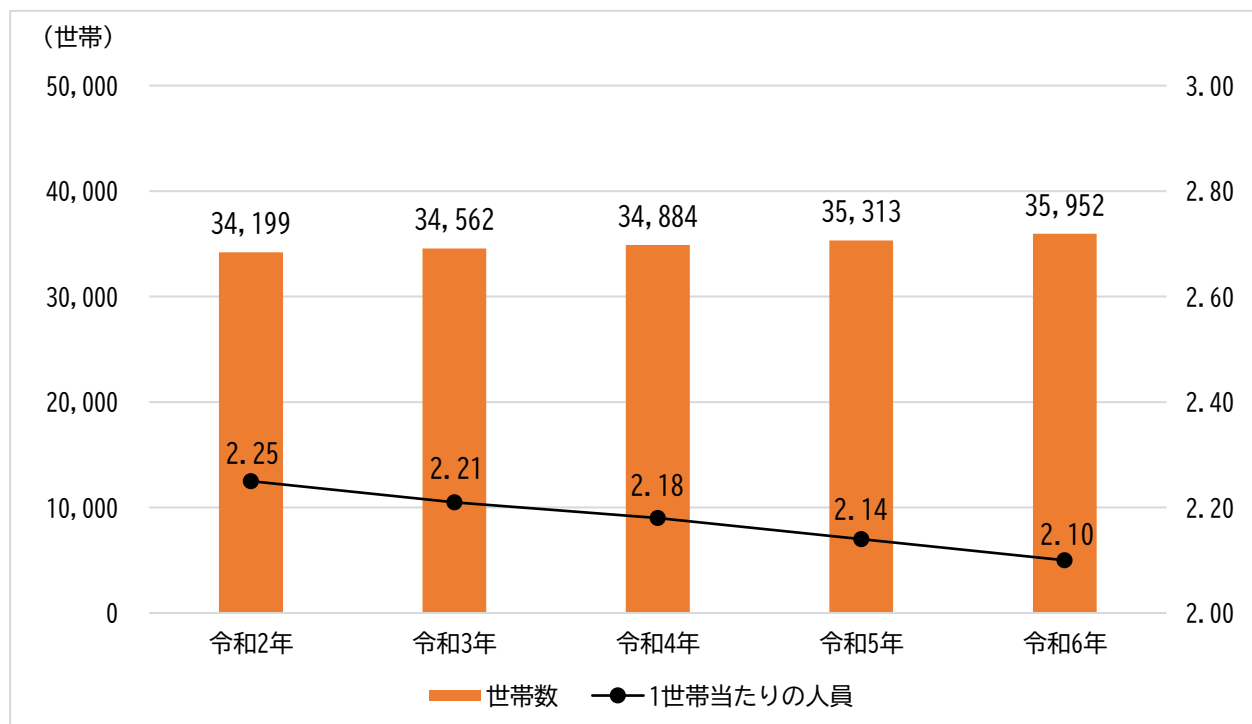
(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和6年で 35,952 世帯となっています。令和2年の 34,199 世帯と比べて、1,753 世帯の増加となっています。

1 世帯当たりの人員は、世帯数の増加に伴い減少傾向で推移しており、令和6年で 1 世帯当たり 2.10 人となっています。

〈世帯数の推移及び 1 世帯当たりの人員の推移〉



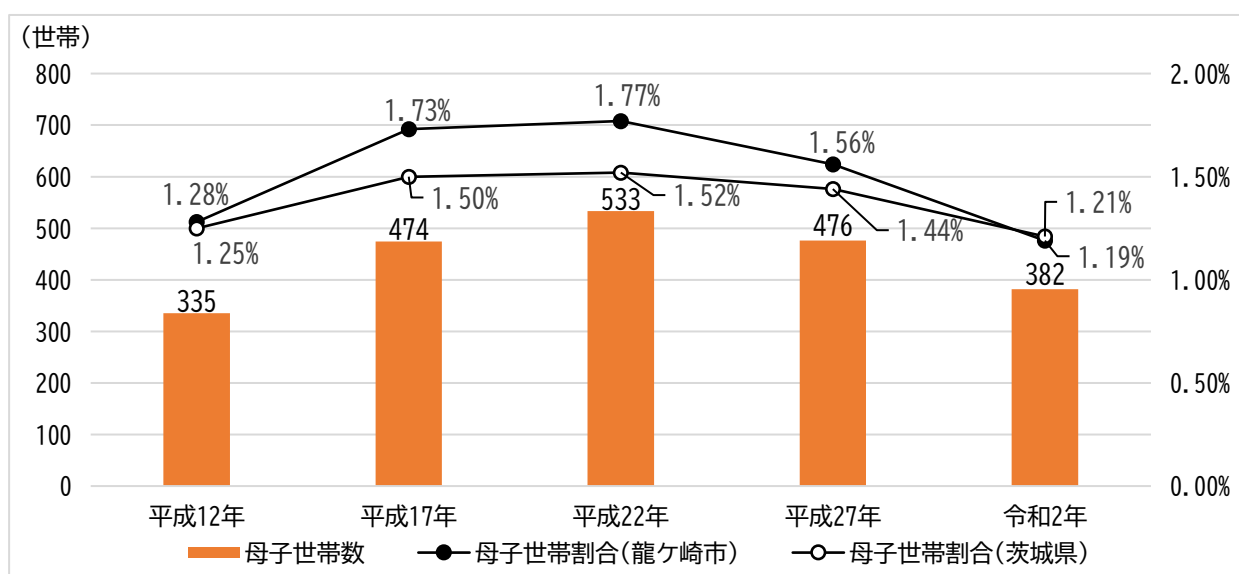
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②母子世帯数・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和2年で382世帯となっています。平成12年から平成22年にかけて増加傾向で推移してきましたが、平成27年には減少に転じています。一般世帯数(32,060世帯、令和2年国勢調査結果)に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.19%と、茨城県を下回っています。

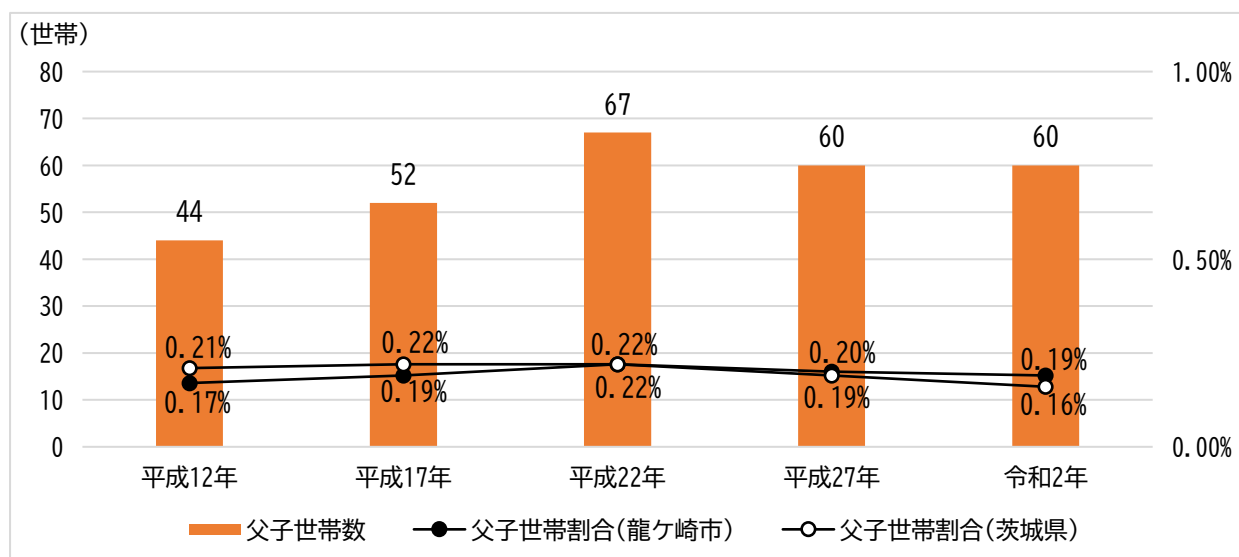
一方、父子世帯数は、令和2年で60世帯となっています。平成12年から平成22年にかけて増加傾向で推移してきましたが、平成27年には減少に転じています。一般世帯数(32,060世帯、令和2年国勢調査結果)に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.19%と、茨城県を上回っています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



資料：国勢調査

〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



資料：国勢調査

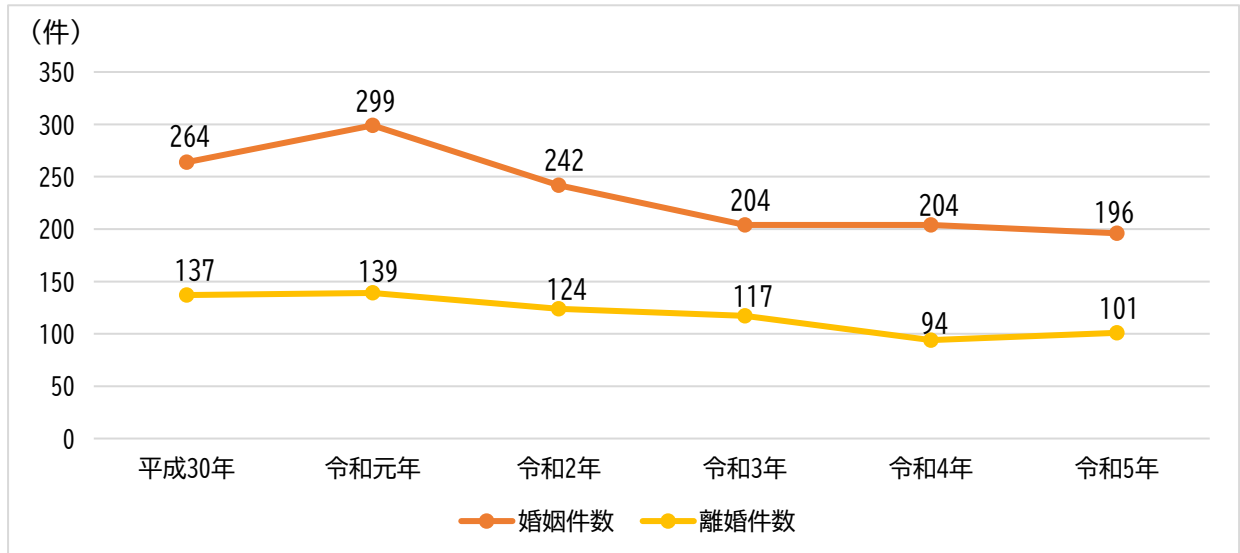
(3) 婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和5年で196件となっています。令和元年以降、減少傾向で推移しています。

離婚件数は、令和元年以降、減少傾向で推移していましたが、令和5年で101件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



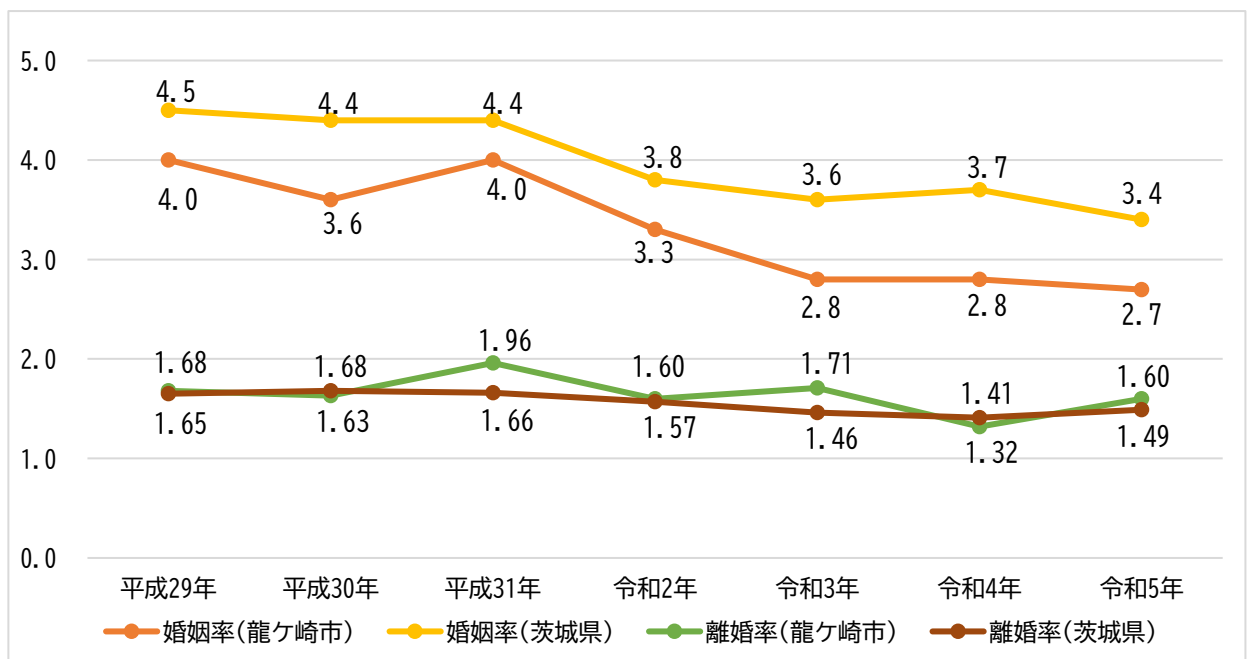
資料：統計りゅうがさき

②婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、令和5年は2.7となっています。

令和5年の離婚率は、茨城県を上回る1.60となっています。

〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉



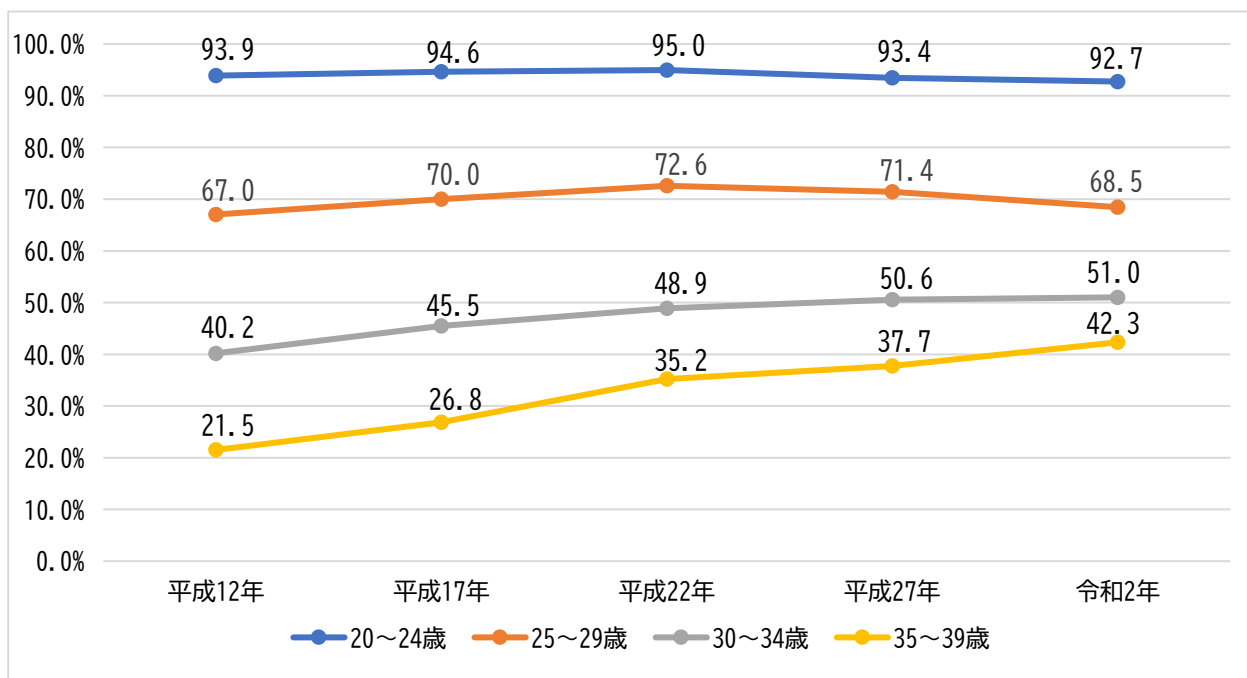
資料：茨城県人口動態統計

③未婚率の推移

本市の未婚率は、男性では、平成12年から令和2年にかけて、30歳～34歳で10.8ポイント、35～39歳で20.8ポイント増加しています。

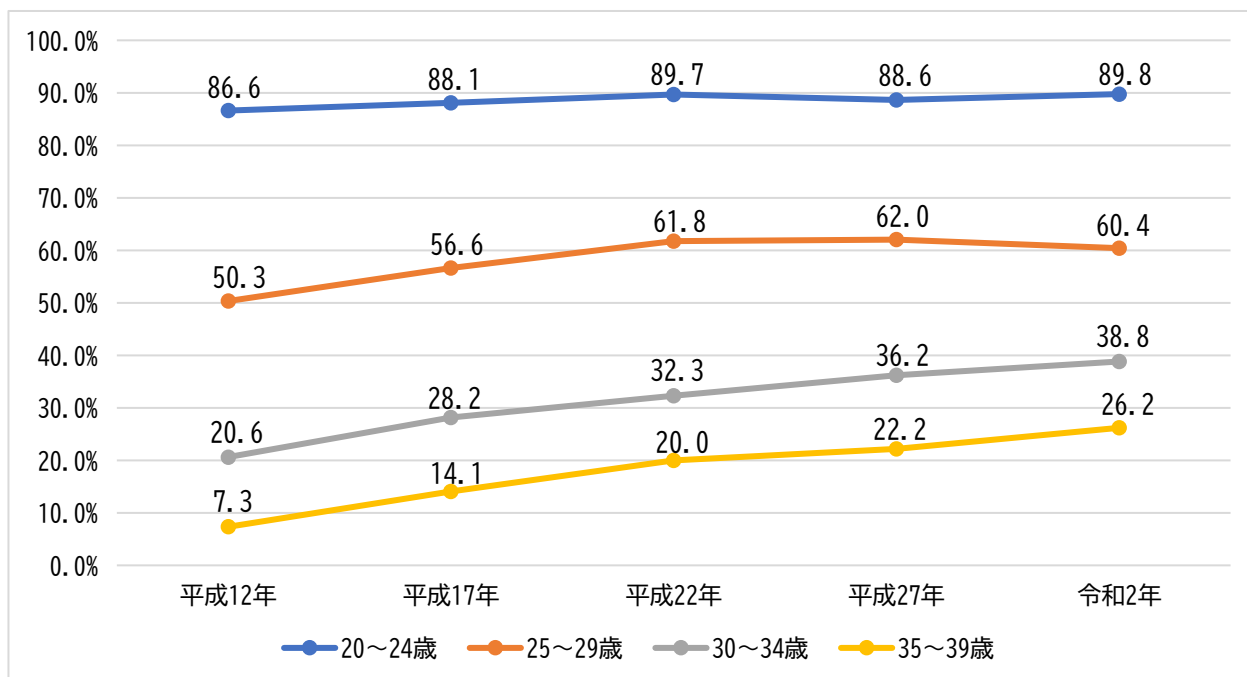
女性では、平成12年から令和2年にかけて、30～34歳で18.2ポイント、35～39歳で18.9ポイント増加しています。

〈男性の年代別未婚率の推移〉



資料：国勢調査

〈女性の年代別未婚率の推移〉



資料：国勢調査

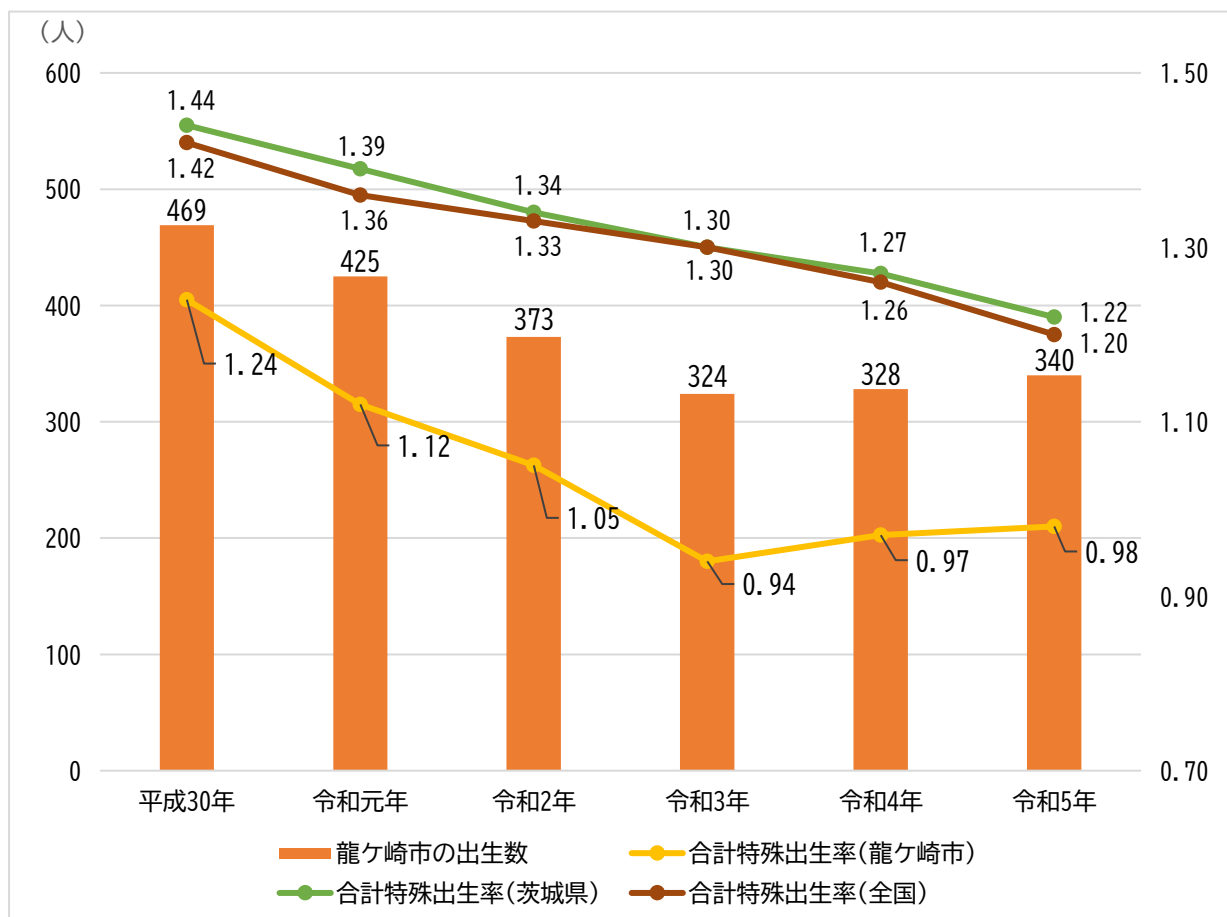
(4) 出生の状況

出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、令和5年で340人となっています。平成30年から令和3年にかけて減少傾向で推移してきましたが、令和4年から増加傾向で推移しています。

また、令和5年の合計特殊出生率を比較して見ると、全国が1.20、茨城県が1.22に対して本市が0.98と、いずれも下回る数値となっています。

〈出生数・合計特殊出生率の推移〉

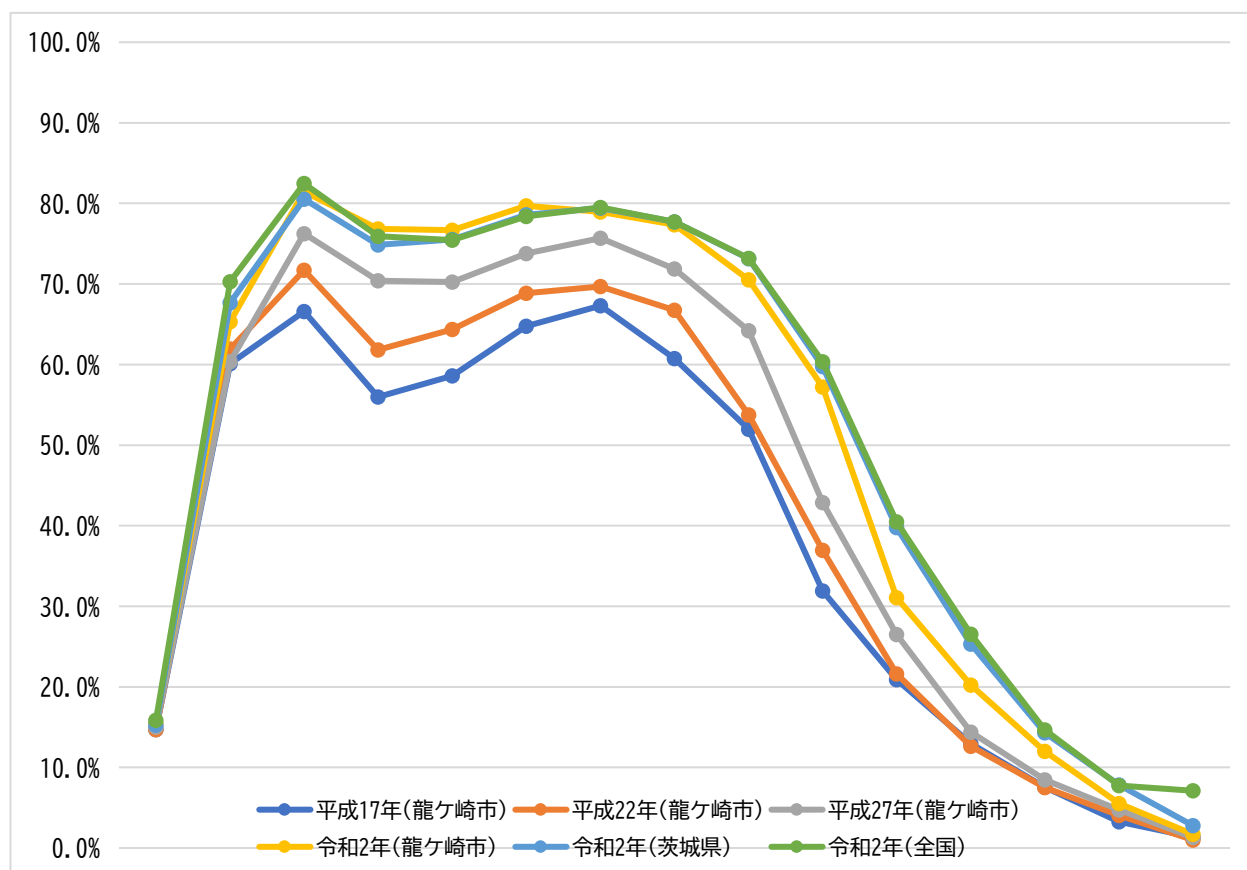


資料：統計りゅうがさき、茨城県人口動態統計、龍ヶ崎市こども家庭課

(5) 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」となっています。平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向が見られるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がうかがえます。令和2年の30歳代の女性就業率は、茨城県及び全国と同様の数値となっています。

〈女性就業率の推移〉



年齢区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年(龍ヶ崎市)	14.7	60.1	66.6	56.0	58.6	64.8	67.3	60.8	52.0	31.9	20.9	13.0	7.5	3.3	1.3
平成22年(龍ヶ崎市)	14.7	61.9	71.7	61.8	64.4	68.9	69.7	66.8	53.7	36.9	21.6	12.6	7.5	4.1	1.0
平成27年(龍ヶ崎市)	15.0	60.3	76.3	70.4	70.2	73.8	75.7	71.9	64.2	42.9	26.5	14.4	8.5	4.7	1.3
令和2年(龍ヶ崎市)	15.5	65.3	81.5	76.9	76.7	79.7	78.9	77.3	70.5	57.2	31.1	20.2	12.0	5.5	1.7
令和2年(茨城県)	15.3	67.7	80.5	74.8	75.5	78.6	79.4	77.7	73.1	59.8	39.8	25.3	14.3	7.8	2.8
令和2年(全国)	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5	77.7	73.2	60.4	40.5	26.5	14.7	7.8	7.1

資料：国勢調査

2 アンケート調査結果からみる子育て支援などの現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

「龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実に図ることを目的に実施しました。

②調査の名称

龍ヶ崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

③調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
① 就学前児童の保護者	1,994 人	無作為抽出
② 小学生の保護者	1,000 人	無作為抽出

④実施概要

- 調査地域：龍ヶ崎市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和6年1月12日～令和6年2月14日

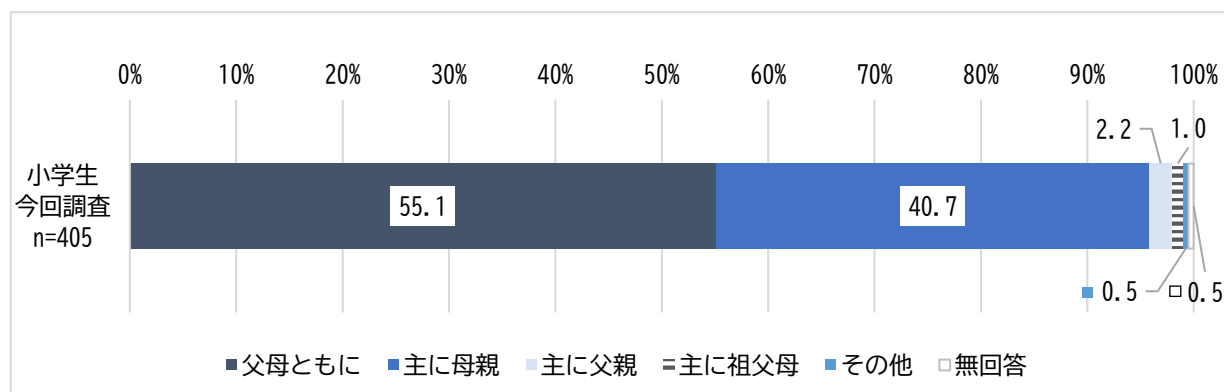
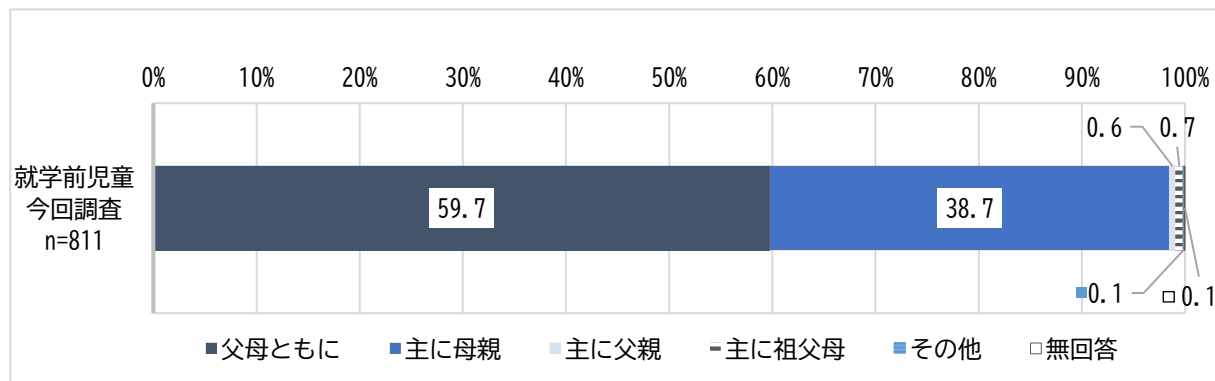
⑤回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
① 就学前児童の保護者	1,994 件	811 件	40.7%
② 小学生の保護者	1,000 件	405 件	40.5%

(2) 調査の結果

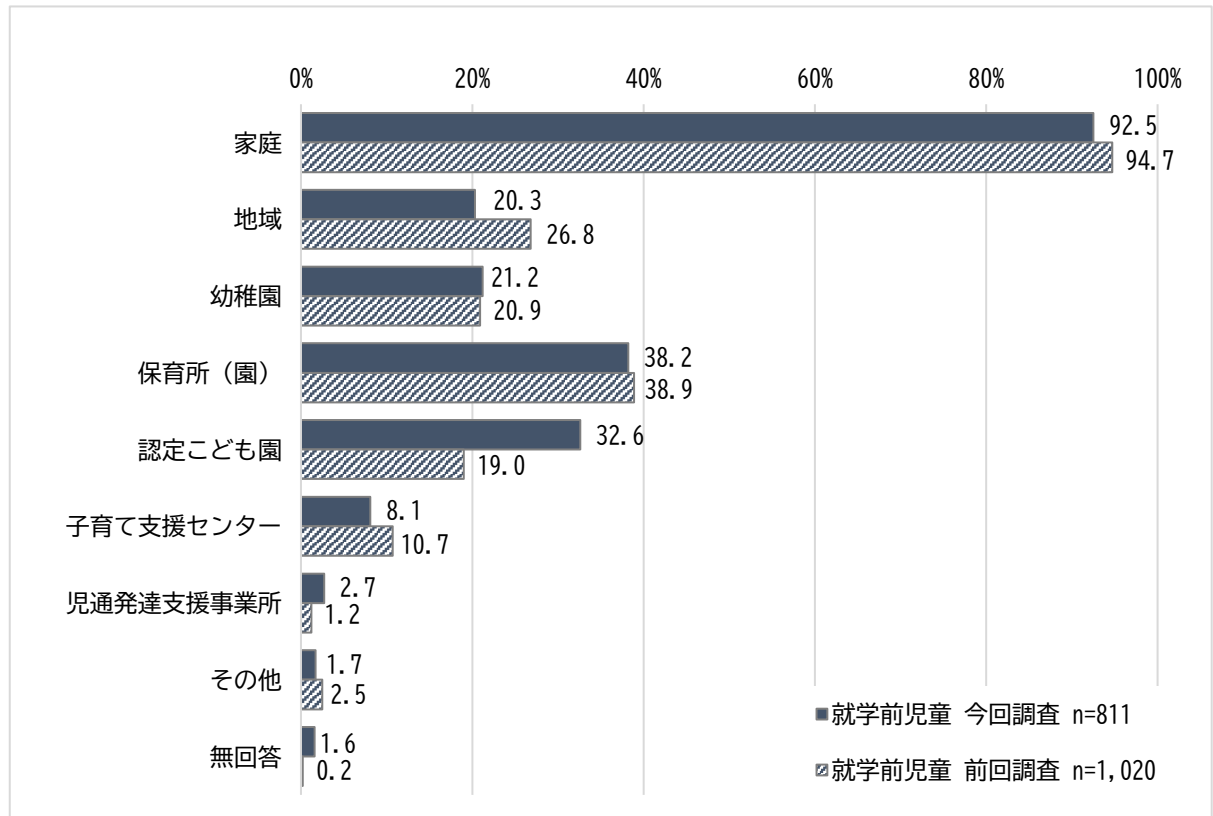
①子育ての状況【単一回答】

子育て（教育を含む）を主に行っている方について、「父母ともに」との回答が就学前児童では59.7%、小学生では55.1%と父・母が子育てを行っている状況が見られます。前回調査の結果と比べて、「父母ともに」という割合が増加していることから、父親の子育てへの参画が促進されている状況がみられます。



②子育て(教育を含む)に影響すると思われる環境【複数回答】

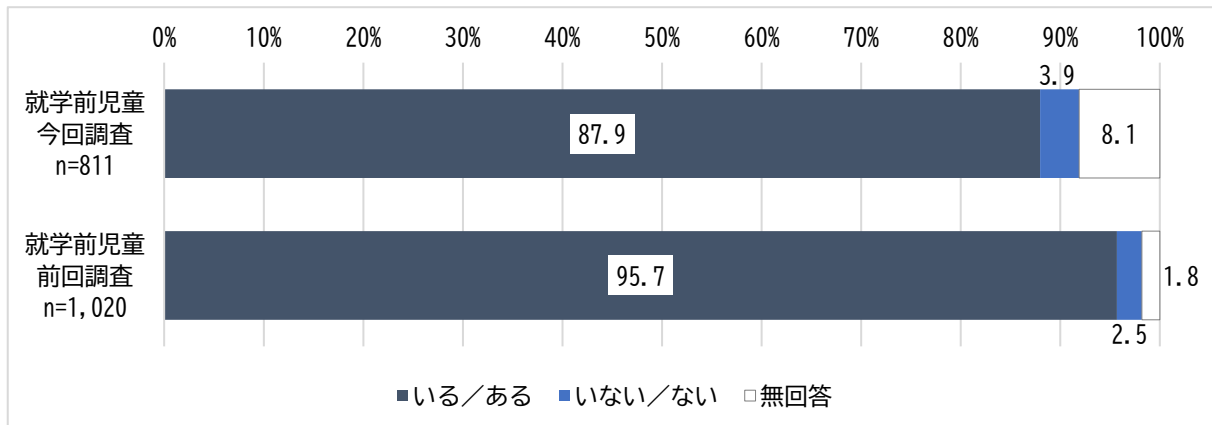
子育て(教育を含む)に影響すると思われる環境は、今回調査、前回調査ともに「家庭」の割合が最も高くなっています。一方で、「地域」を見ると、前回調査の結果と比べて、6.5 ポイント減少しており、地域コミュニティの希薄化などが影響しているものと考えられます。



③相談できる人、場所の有無【単一回答】

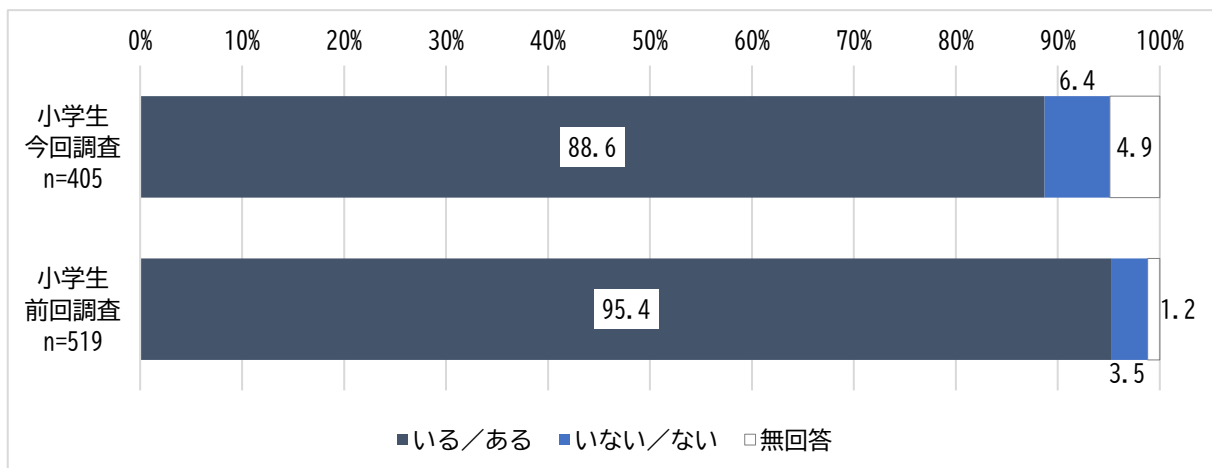
■就学前児童

相談できる人、場所の有無は、今回調査では「いる／ある」が 87.9%で、前回調査の結果と比べて、7.8ポイントの減少となっています。また、「いない／ない」と回答している方は3.9%で、前回調査の結果と比べて、1.4ポイント増加しています。



■小学生

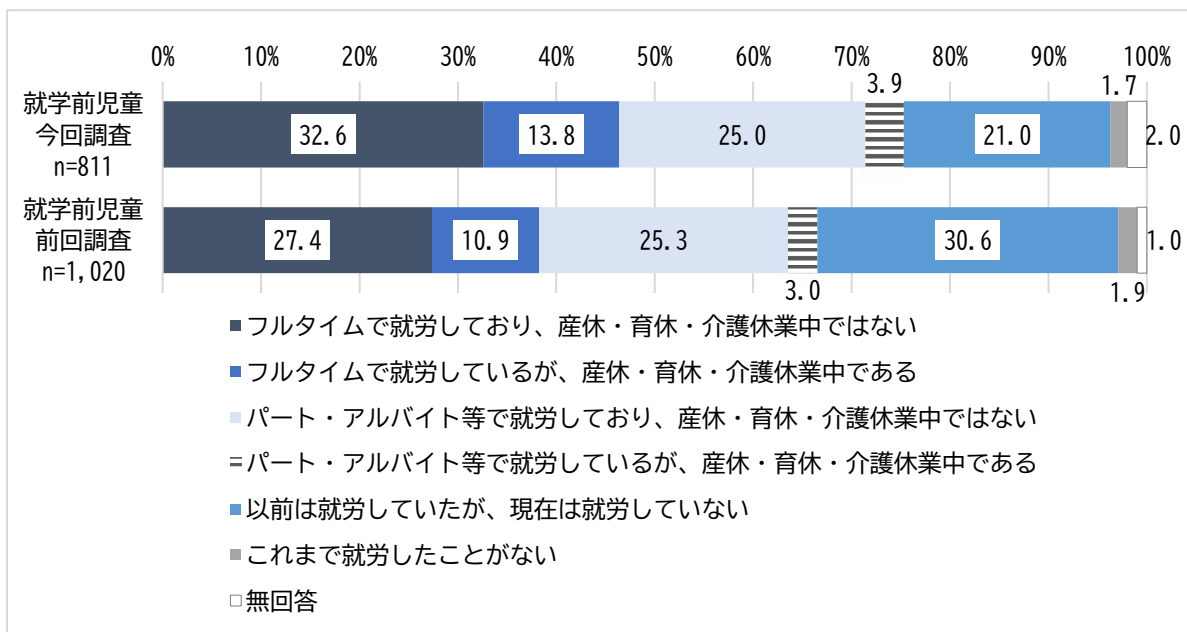
相談できる人、場所の有無は、今回調査では「いる／ある」が 88.6%で、前回調査の結果と比べて、6.8ポイントの減少となっています。また、「いない／ない」と回答している方は6.4%で、前回調査の結果と比べて、2.9ポイント増加しています。



④母親の就労状況【単一回答】

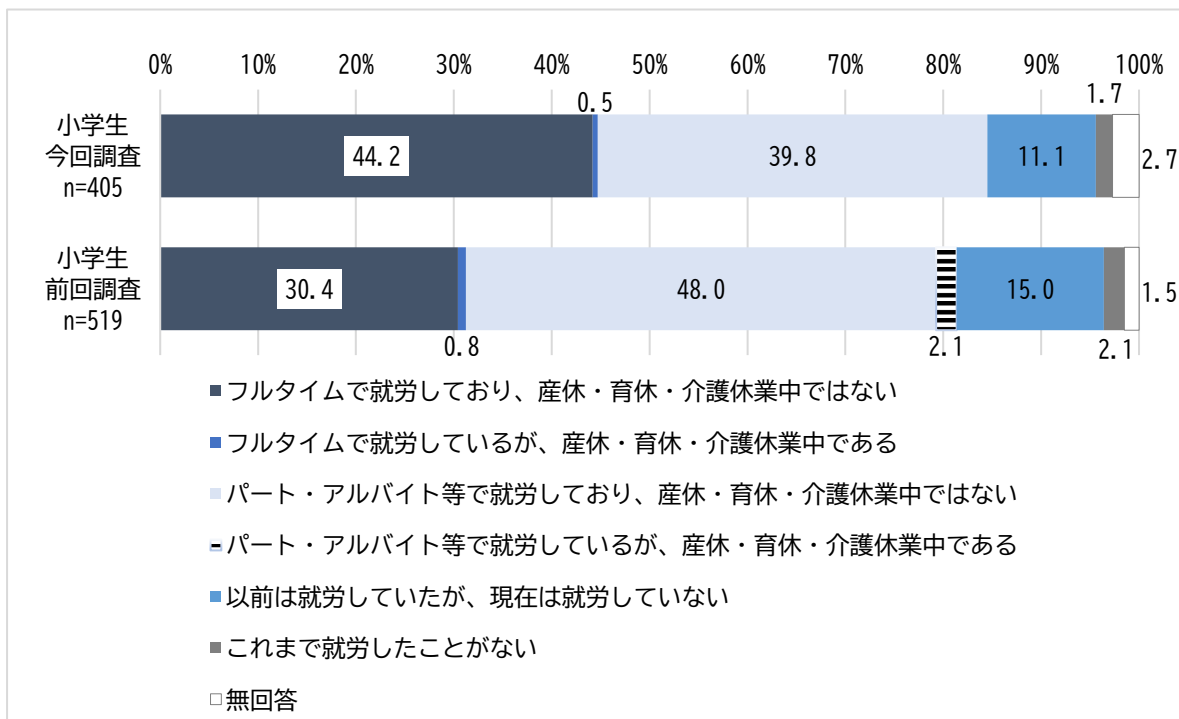
■就学前児童

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイトなどで就労している割合は、今回調査が75.3%と、前回調査の結果と比べて、8.7ポイントの増加となっています。就労している母親が増加傾向で推移していることから、共働き世帯が増加していると考えられます。



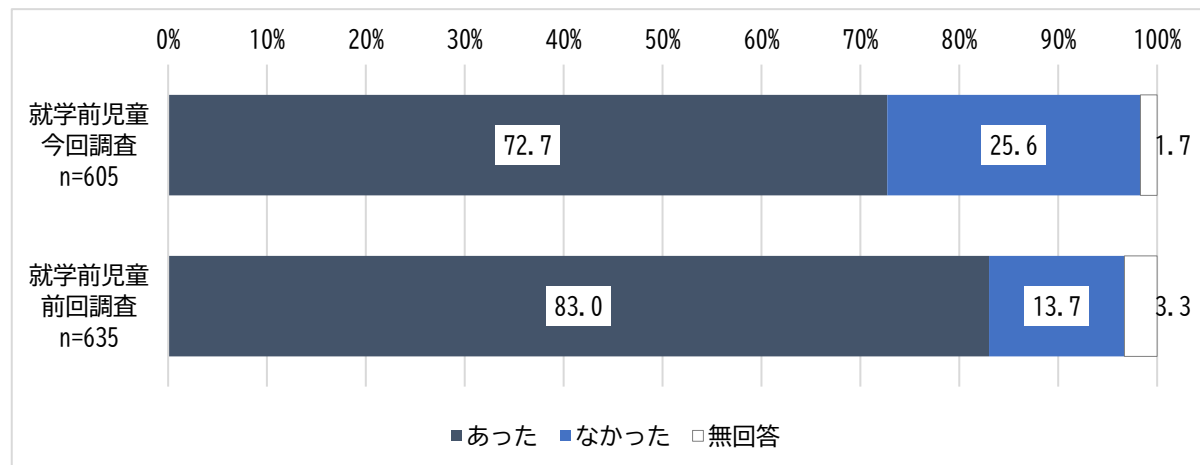
■小学生

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイトなどで就労している割合は、今回調査が84.5%と、前回調査の結果と比べて、3.2ポイントの増加となっています。就労している母親が増加傾向で推移していることから、共働き世帯が増加していると考えられます。



⑤病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった状況の有無【単一回答】

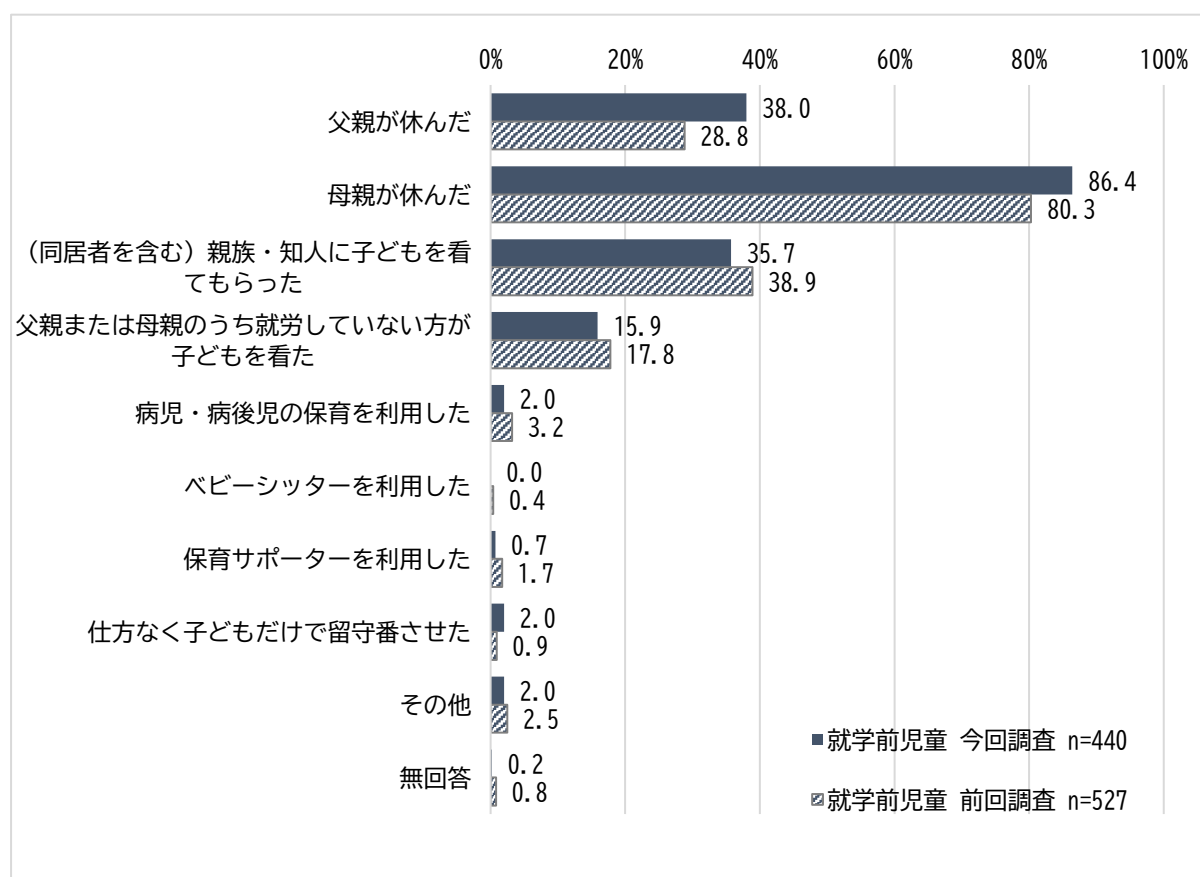
病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった状況の有無は、今回調査では「あった」が72.7%と、前回調査の結果と比べて、10.3ポイントの減少となっています。



⑥病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法【複数回答】

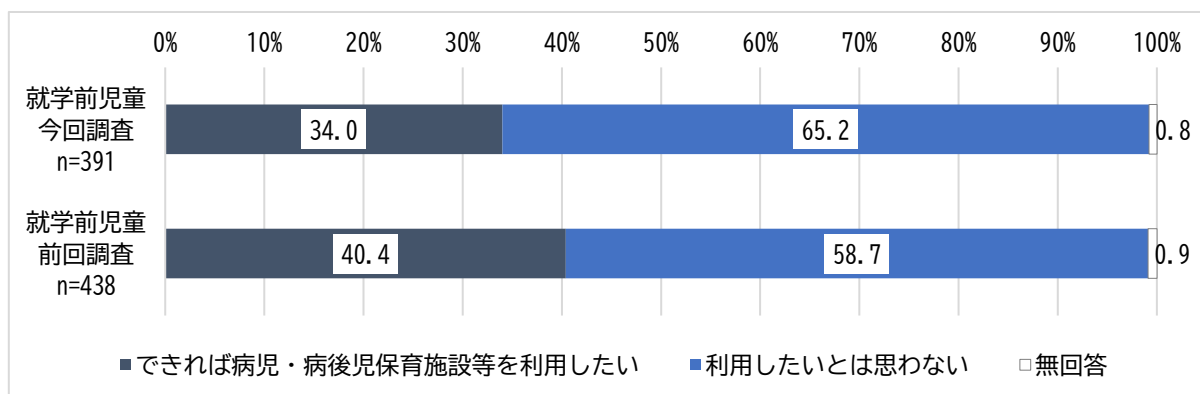
病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法は、今回調査、前回調査ともに、「母親が休んだ」の割合が最も高く、依然として母親の負担が大きい状況がみられます。

一方で、「父親が休んだ」の割合が、前回調査の結果と比べて、9.2ポイント増加しており、夫婦で協力しながら対処している家庭も増加傾向にあると考えられます。



⑦病児・病後児保育施設などの利用希望【単一回答】

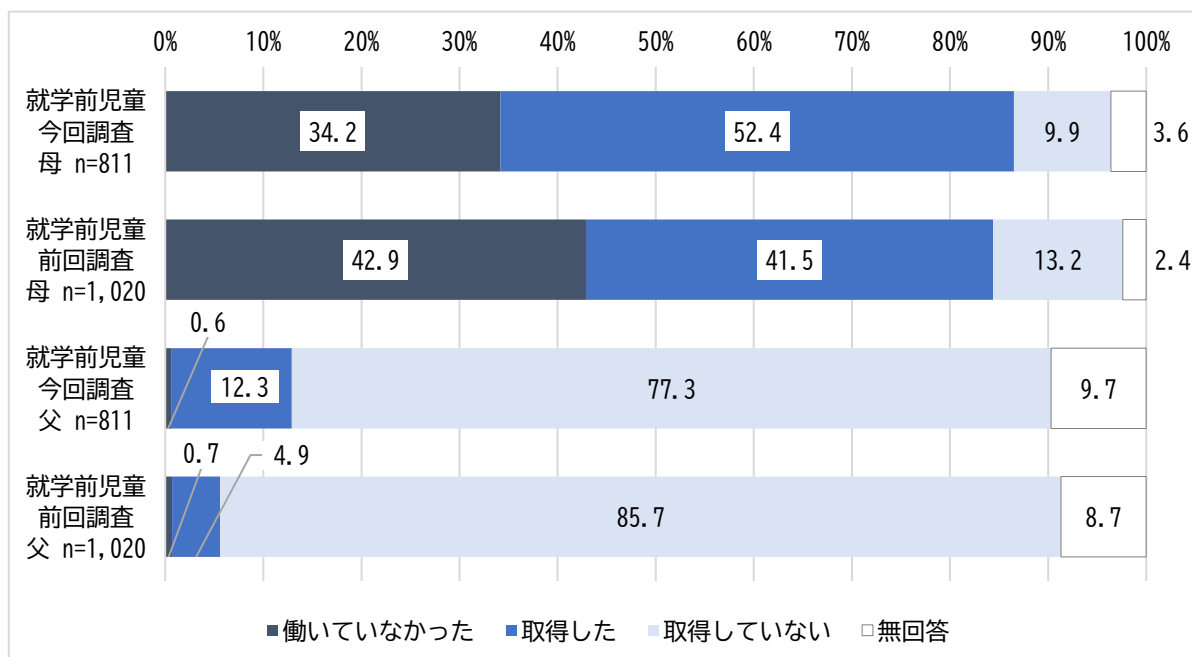
病児・病後児保育施設などの利用希望は、今回調査では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が34.0%と、前回調査の結果と比べて、6.4ポイントの減少となっていますが、今後も共働き世帯の増加に伴い、病児・病後児保育施設などへの需要は高いものと予測されます。



⑧育児休業の取得状況【単一回答】

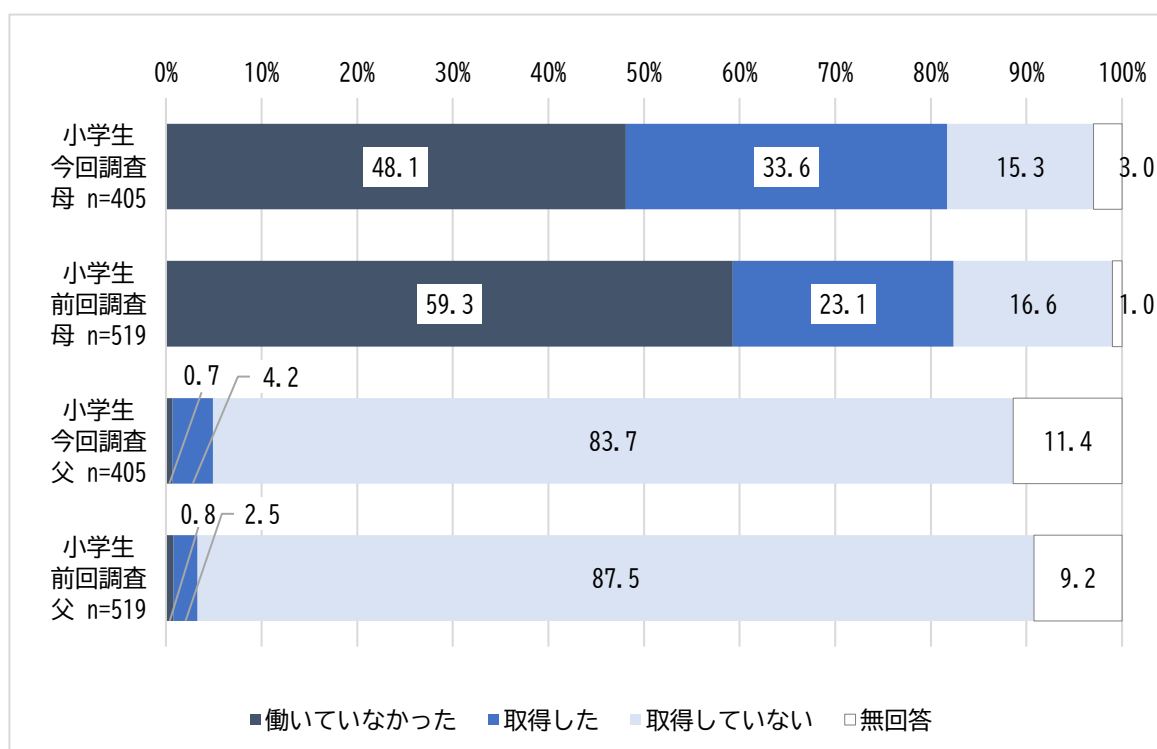
■就学前児童

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親では、今回調査が52.4%と、前回調査の結果と比べて、10.9ポイントの増加で、育児休業の取得が促進されている状況がみられます。一方で、父親は今回調査が12.3%と、前回調査の結果と比べて、7.4ポイント増加し、育児休業の取得が徐々に進んできていますが、依然としてその水準は低い状況がみられます。



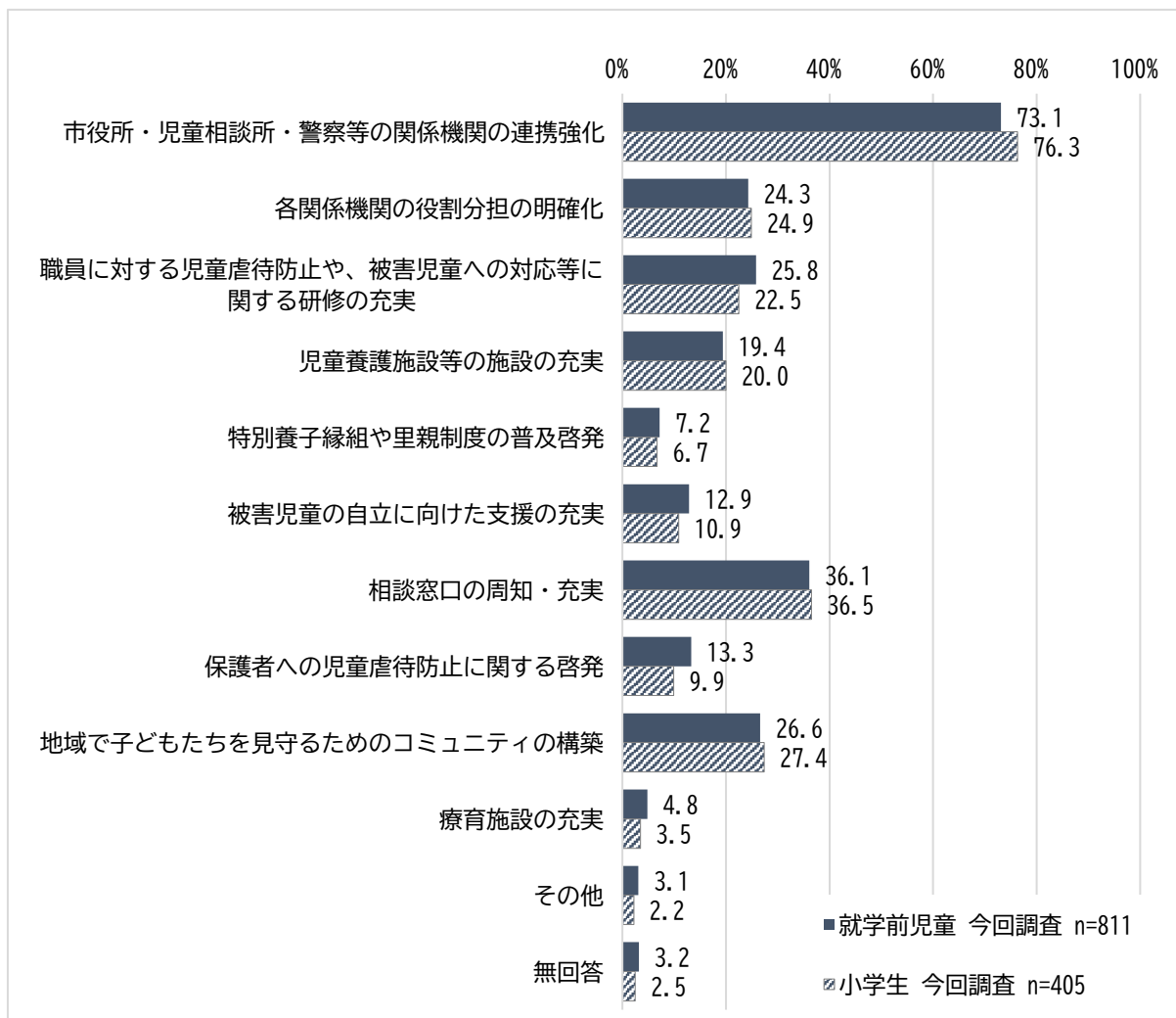
■小学生

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親では、今回調査が33.6%と、前回調査の結果と比べて、10.5ポイントの増加で、育児休業の取得が促進されている状況がみられます。一方で、父親では、今回調査が4.2%と、前回調査の結果と比べて、1.7ポイントの増加で、若干増加しているものの依然として育児休業が促進されていない状況がみられます。



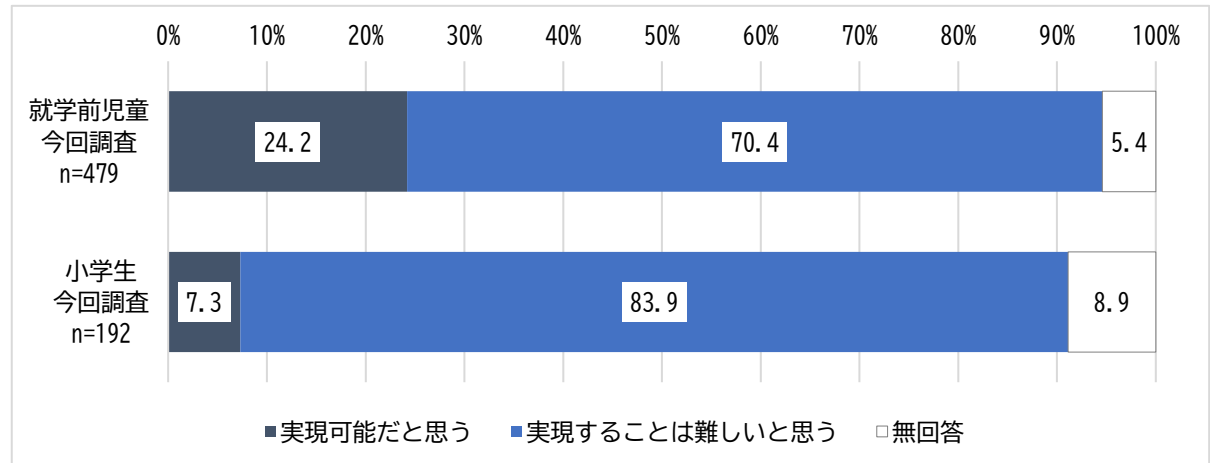
⑨児童虐待の早期対応や被害児童などに対する保護・支援として必要な取組み【回答3つまで】

児童虐待の早期対応や被害児童などに対する保護・支援として必要な取組みは、就学前児童及び小学生ともに、同様の結果が表れています。



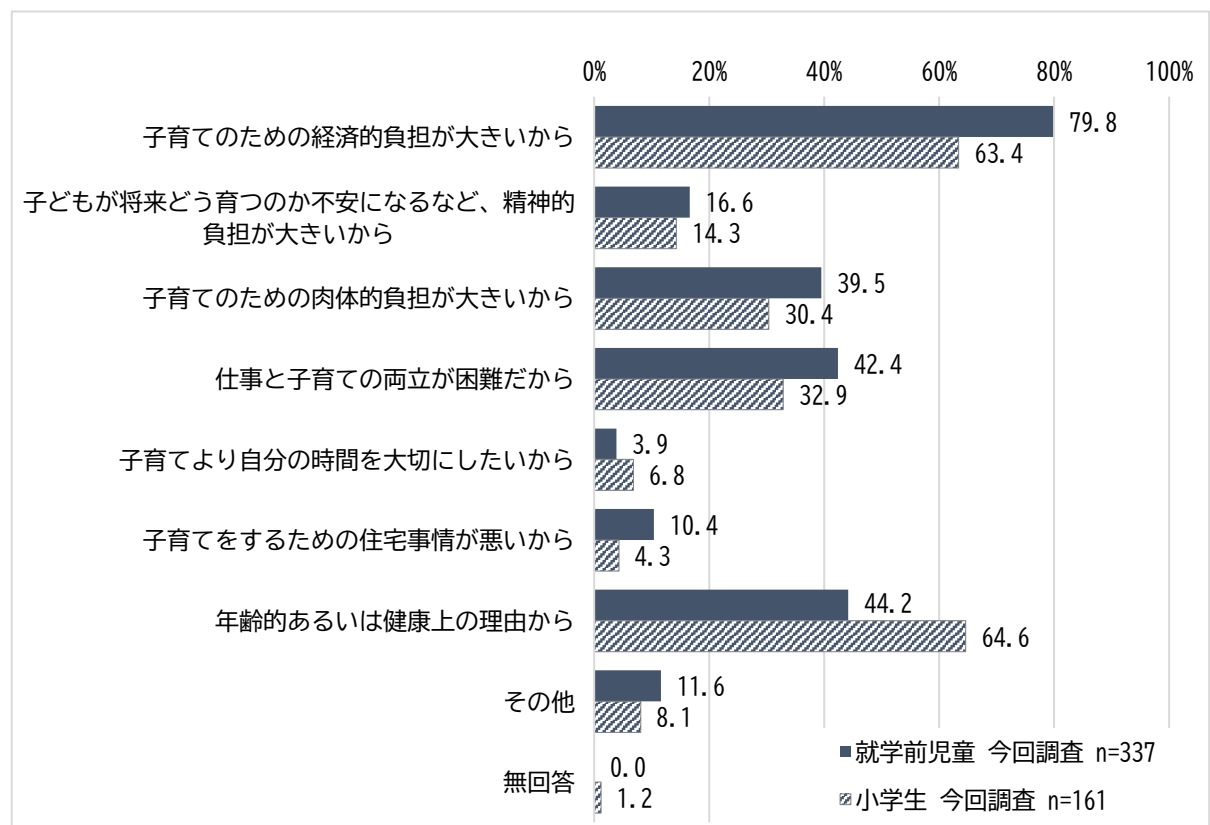
⑩理想とすることの人数の実現【単一回答】

理想とすることの人数は実現可能であるかについて、「実現可能だと思う」が就学前児童で24.2%、小学生で7.3%となっています。



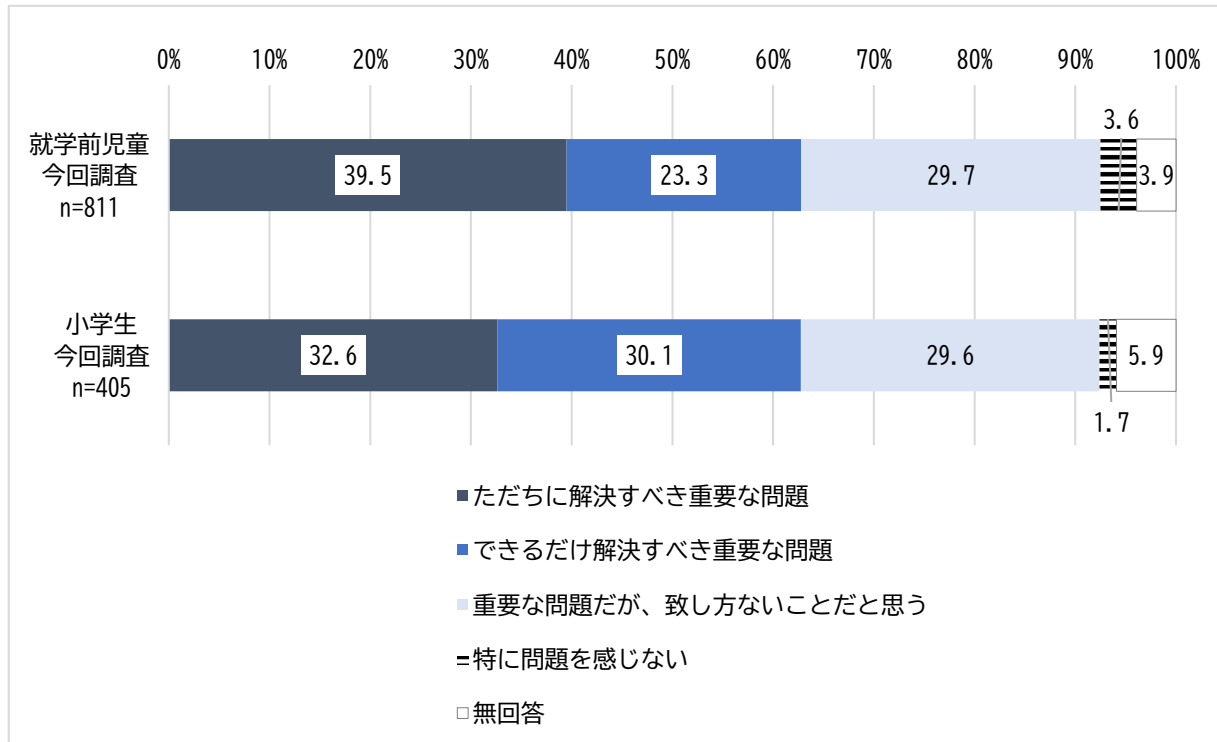
⑪理想とすることの人数の実現が難しいと思う理由【複数回答】

理想とすることの人数の実現が難しいと思う理由のうち、上位に挙げられている項目は、就学前児童及び小学生ともに、同様の傾向がみられますが、就学前児童においては、「子育てのための経済的負担が大きいから」、小学生においては、「年齢的あるいは健康上の理由から」の割合が最も高くなっています。



⑫少子化対策に対する意識【単一回答】

少子化対策に対する意識として、「ただちに解決すべき重要な問題」、「できるだけ解決すべき重要な問題」の合計値は、就学前児童が62.8%、小学生が62.7%となっています。

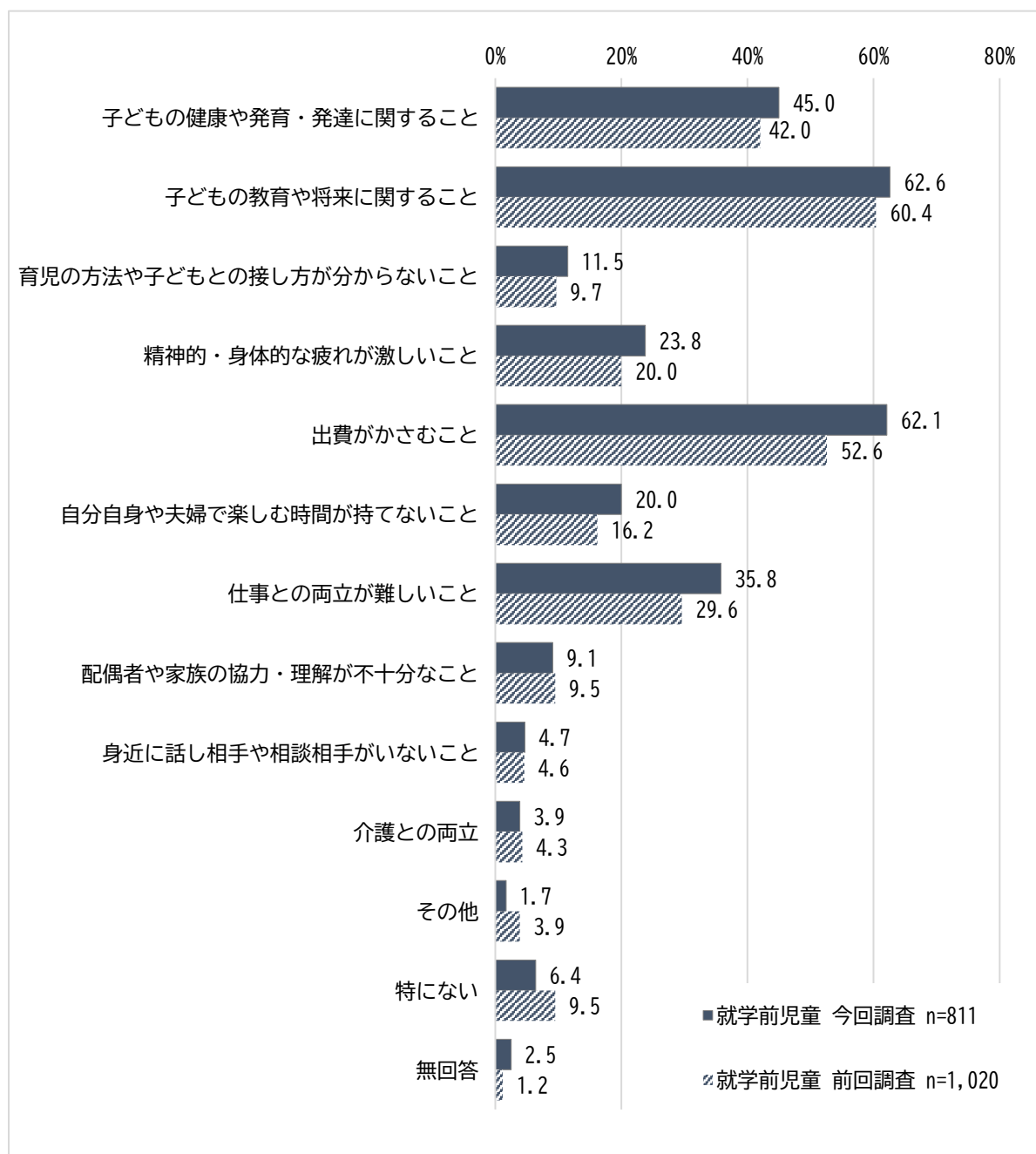


⑬子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいること【複数回答】

■就学前児童

子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいることは、今回調査では「子どもの教育や将来に関すること」が62.6%で最も高く、次いで「出費がかさむこと」が62.1%、「子どもの健康や発育・発達に関すること」が45.0%となっています。

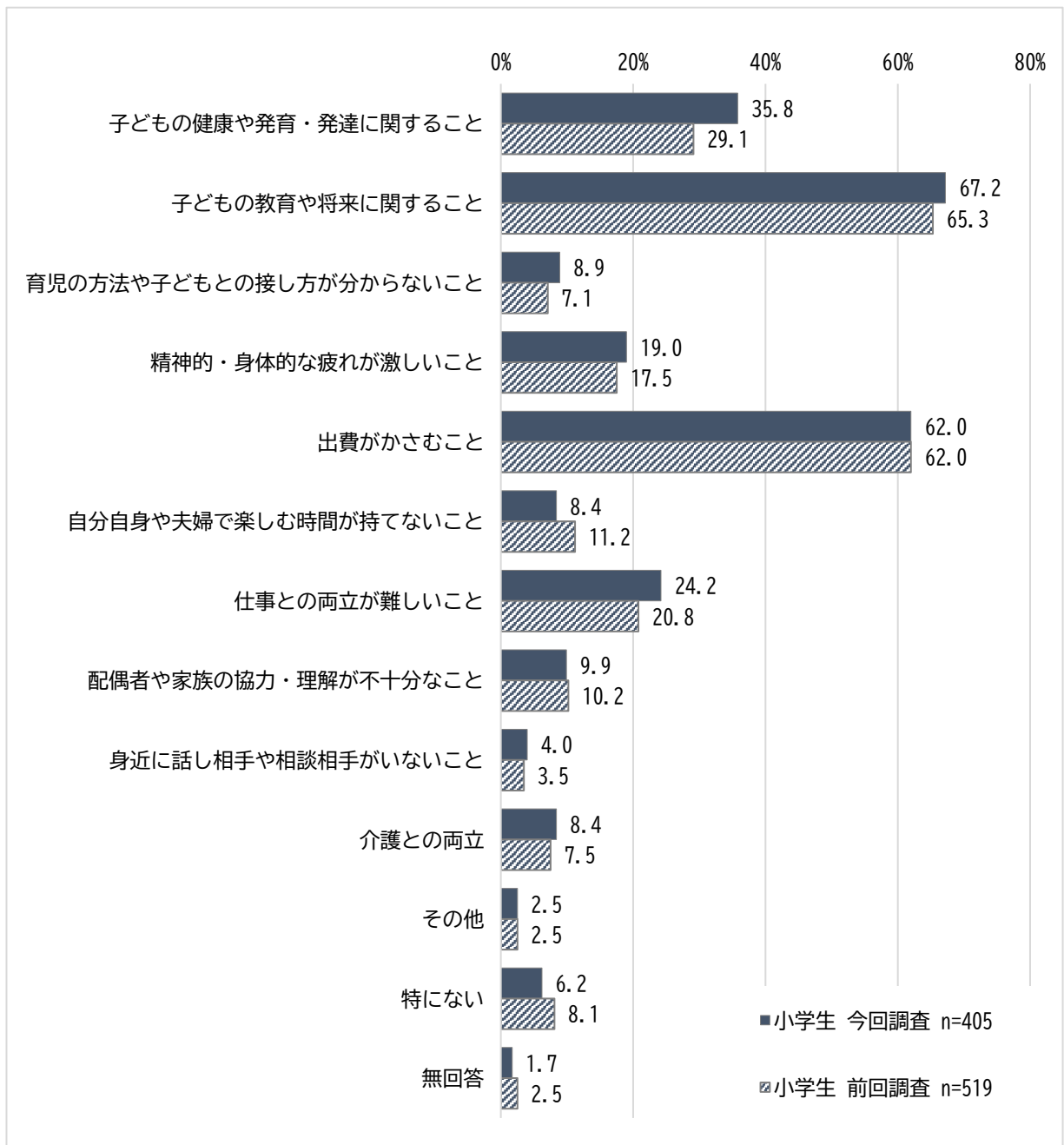
前回調査の結果と比べて、「出費がかさむこと」の割合が増加しており、経済的不安を抱えた家庭が増加していると考えられます。



■小学生

子育てをする上で、不安に感じていることや悩んでいることは、今回調査では就学前児童と同様に「子どもの教育や将来に関すること」が67.2%で最も高く、次いで「出費がかさむこと」が62.0%、「子どもの健康や発育・発達に関すること」が35.8%となっています。

前回調査の結果と比べて、「子どもの健康や発育・発達に関すること」の割合が増加しており、こどもの成長に不安を感じている家庭が増加しているものと考えられます。



⑭子育て環境や支援への満足度【単一回答】

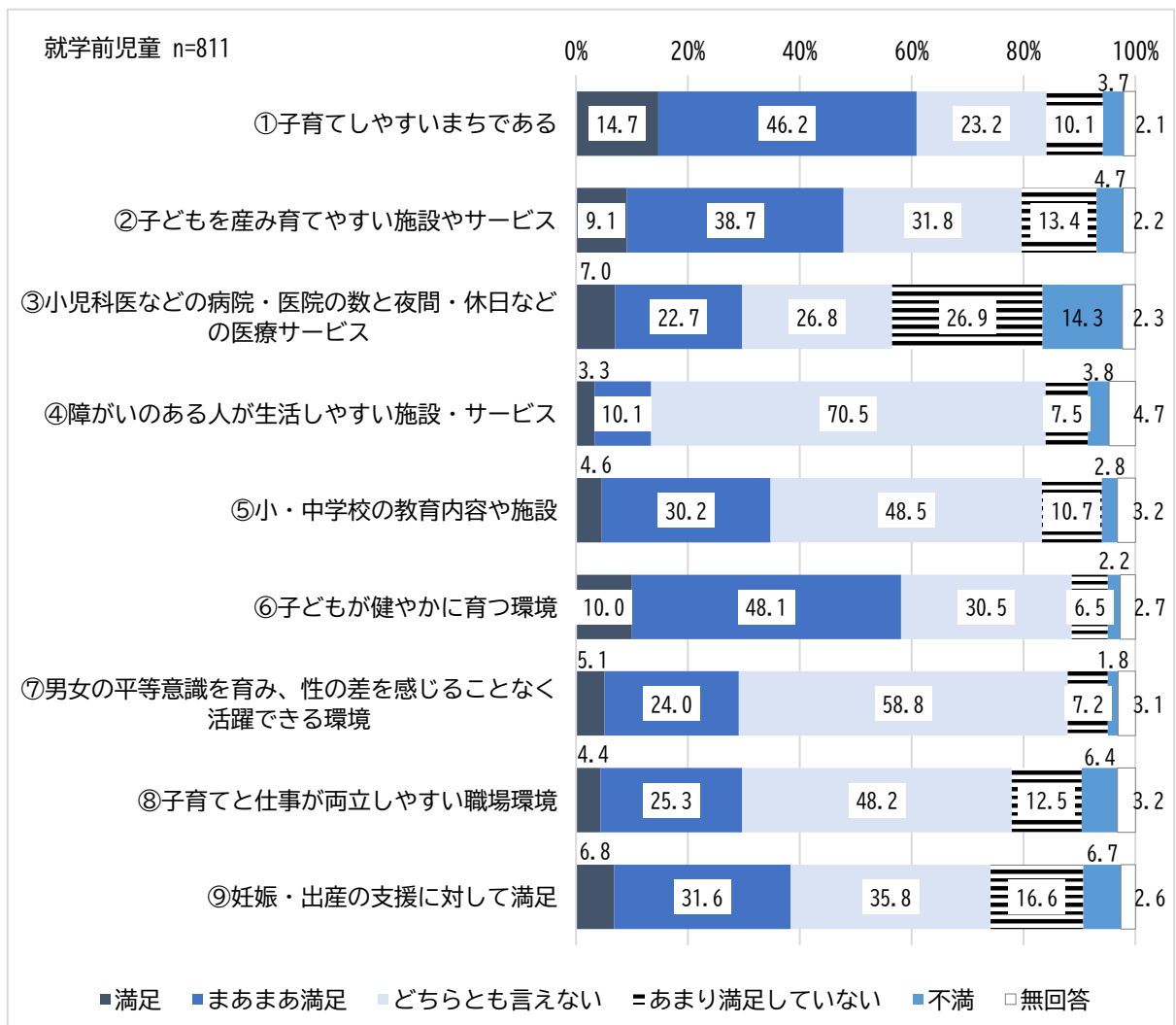
■就学前児童

子育て環境や支援への満足度について、『満足している』割合（「満足」と「まあまあ満足」の合計値）は以下のとおりです。

前回調査の結果と比べて、「子育てと仕事が両立しやすい職場環境」の割合が増加しており、職場での育児休業の取得が増加していることが影響していると考えられます。また、その他の項目においては、全体的に『満足している』割合が下がっています。

項目	『満足している』	『満足していない』
①子育てしやすいまちである	60.9% (69.4%)	13.8% (9.2%)
②子どもを産み育てやすい施設やサービス	47.8% (54.5%)	18.1% (15.2%)
③小児科医などの病院・医院の数と夜間・休日などの医療サービス	29.7% (35.4%)	41.2% (36.1%)
④障がいのある人が生活しやすい施設・サービス	13.4% (12.8%)	11.3% (10.9%)
⑤小・中学校の教育内容や施設	34.8% (34.8%)	13.5% (10.4%)
⑥子どもが健やかに育つ環境	58.1% (59.4%)	8.7% (7.5%)
⑦男女の平等意識を育み、性の差を感じることなく活躍できる環境	29.1% (27.5%)	9.0% (7.4%)
⑧子育てと仕事が両立しやすい職場環境	29.7% (24.5%)	18.9% (20.0%)
⑨妊娠・出産の支援に対して満足	38.4% (44.3%)	23.3% (15.9%)

※()は前回調査の結果

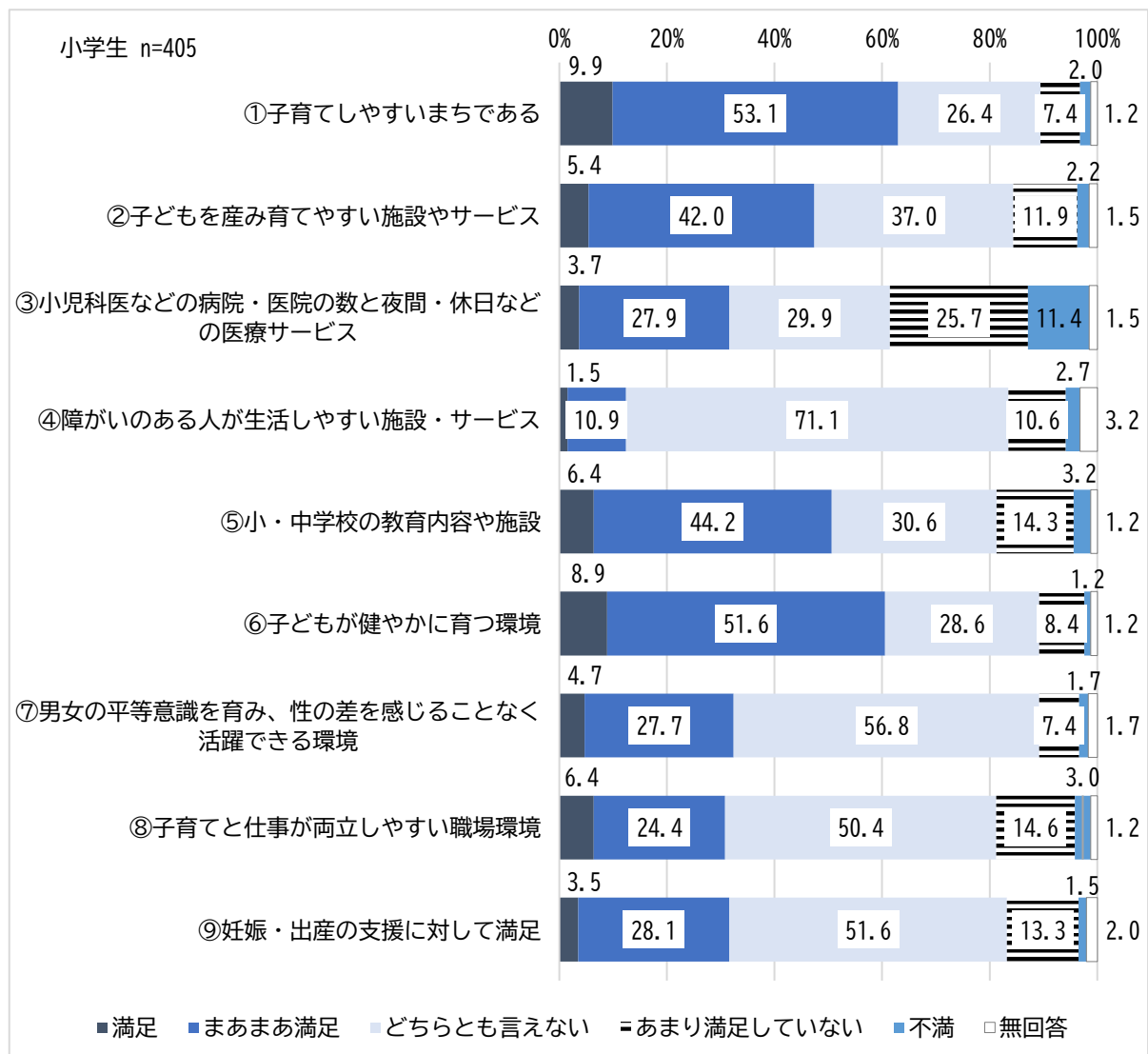


■小学生

前回調査の結果と比べて、就学前児童と同様に「子育てと仕事が両立しやすい職場環境」の割合が増加しており、職場での育児休業の取得が増加していることが影響していると考えられます。また、その他の項目については、『満足している』割合が下がっています。

項目	『満足している』	『満足していない』
①子育てしやすいまちである	63.0%(65.2%)	9.4%(10.8%)
②子どもを産み育てやすい施設やサービス	47.4%(50.1%)	14.1%(12.4%)
③小児科医などの病院・医院の数と夜間・休日などの医療サービス	31.6%(35.1%)	37.1%(30.9%)
④障がいのある人が生活しやすい施設・サービス	12.4%(13.3%)	13.3%(11.6%)
⑤小・中学校の教育内容や施設	50.6%(52.8%)	17.5%(14.8%)
⑥子どもが健やかに育つ環境	60.5%(64.0%)	9.6%(8.3%)
⑦男女の平等意識を育み、性の差を感じることなく活躍できる環境	32.4%(33.3%)	9.1%(8.3%)
⑧子育てと仕事が両立しやすい職場環境	30.8%(26.4%)	17.6%(16.2%)
⑨妊娠・出産の支援に対して満足	31.6%(39.0%)	14.8%(12.9%)

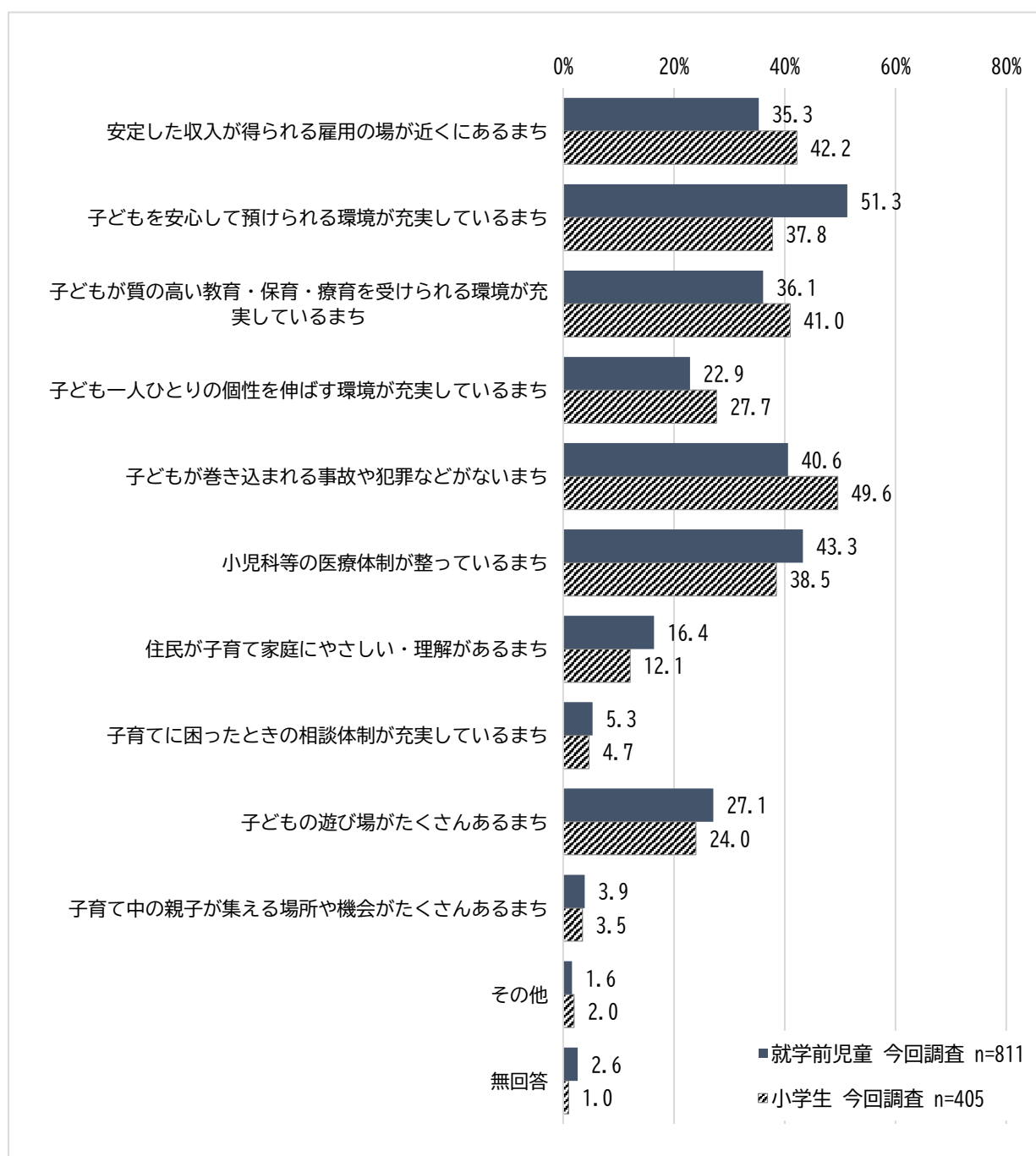
※()は前回調査の結果



⑮子育てしやすいまち【回答3つまで】

子育てしやすいまちについて、就学前児童では、「子どもを安心して預けられる環境が充実しているまち」が51.3%で最も高く、次いで「小児科等の医療体制が整っているまち」が43.3%、「子どもが巻き込まれる事故や犯罪などがないまち」が40.6%となっています。

小学生では、「子どもが巻き込まれる事故や犯罪などがないまち」が49.6%で最も高く、次いで「安定した収入が得られる雇用の方が近くにあるまち」が42.2%、「子どもが質の高い教育・保育・療育を受けられる環境が充実しているまち」が41.0%となっています。



3 子育て世代や関係団体との意見交換

子育て環境の変化や子育て世代などのニーズ動向を的確に把握して、今後の施策展開などに反映していくことを目的に、子育て世代や保育所などの子育て支援を行っている関係団体との意見交換を実施しました。

(1) 市長と子育て世代との子育て座談会

①概 要

開催日	参加者数	テーマ
令和 6 年 6 月 22 日	16 組 20 人	・龍ヶ崎の子育てに関する良いところ・足りないところについて、子育てしやすい“まち”について ・市の子育て支援サービスの感想やサービス充実のためのアイデアについて

②意見・要望

- 土曜日・日曜日にこどもを預けることのできる施設があるとよい。
- 龍ヶ崎市のリフレッシュ保育はとても良い。
- 市の西部地域に一時保育などの機能を持つ施設を増やしてほしい。
- さんさん館は 3 歳児までが遊べる施設であるが、小学生が遊べる施設がほしい。
- こどもが安心して遊べるように公園の雑草の除草や遊具の適切な管理をしてほしい。
- 4～6 歳のひとりっ子が遊べる施設がないため、そのような施設がほしい。
- 外出した際に店舗の中ではなく、屋外での授乳スペースや授乳ボックスがあるとよい。
- 産前産後家事等支援の具体的な利用方法の例示や SNS などを活用した周知をした方がよい。
- 男性の育休取得について市内企業にも育休促進の働きかけを行ってほしい。

(2) 関係団体との意見交換

①概 要

実施団体名	実施日
社会福祉法人育心会 社会福祉法人桜光会 社会福祉法人朱白会 社会福祉法人山ゆり会	令和 6 年 4 月 22 日
NPO 法人テディ・ベア	令和 6 年 4 月 25 日
認定特定非営利活動法人 NGO 未来の子どもネットワーク	令和 6 年 4 月 25 日

②意見・要望

- こども誰でも通園制度について、現場の保育士の状況を考えると実施は厳しい状況である。加えて、どのような性格をしているかなど、こどもを知らない状況で預かるのは難しい。
- 全国的に保育士の確保が課題となっている。保育士を養成する学校などが閉校しており、保育士を目指す人も少なくなっている。
- 県と市で実施している「保育士等就学資金貸付金」は保育士を目指す人にとって、一つのモチベーションとなっていると思う。
- 他市では、保育士に対して手当を出しているところもあり、経済的支援があれば保育士や保育士を目指す人にとって良いと思う。
- こどもの居場所として、小学生のフリースクールを認めてあげることがよいのではないかと。
- 0～3 歳のこどもがゆっくりと遊べる公園が必要である。
- 雨が降った時でも利用できる室内の遊び場があるとよい。
- 龍ヶ崎のファミリー・サポート・センター事業は県内でもトップクラスの活動件数があるため、利用者ニーズが高い。
- リフレッシュ保育の利用者数は増加している。
- 市の西部地域にリフレッシュ保育があるとよい。

- 各小学校の余裕教室を保育ルームとして開放してもよいのではないか。
- 県内では子ども食堂を実施している団体は200近くあるが、支援する側（運営側）の人材不足や経済難が課題である。
- 子ども食堂とは別に、マタニティ食堂が必要。
- 子ども食堂の利用者はほぼ横ばいであるが、以前と比較すると見守りを要することが増えた。
- 貧困の子どもは、ヤングケアラーとして家事を行っている可能性が高い。
- 保護者の安定した収入が重要であり、その収入でしっかりと子どもを養育してもらうことが貧困対策に繋がる。
- こどもが大人になるまでの一連の流れで見ることのできる支援制度があるとよい。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括と今後の方向性

令和6年度までの計画である第2期子ども・子育て支援事業計画では、こども・子育てのための施策体系として8つの基本施策を位置づけて、その施策推進に向けて、毎年度、各取組みの進捗管理を行ってきました。

これまでの各取組みの実績などを考慮し、基本施策ごとの5年間の総括と、それを踏まえた、今後の方向性を以下のとおりまとめました。

■基本施策Ⅰ 質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり

施策(1) 教育・保育の定員を確保します

施策(2) 教育・保育施設のサービスの充実を図ります

施策(3) 認可外保育施設の適正な運営を確保します

【総括】

待機児童は、保育所などの入所定員の弾力的運用や入所定員の引上げなど、必要に応じた適切な入所定員数の確保により、平成27年度以降、その発生(4月1日時点)には至っていない状況です。少子化によりこどもの人口は減少しており、今後一層進行するものと予測される一方で、共働き世帯の増加により、依然として保育需要は高いものと見込まれることから、特に待機児童が発生しやすい3歳未満児について、引き続き待機児童が発生することのないよう、入所定員の適切な確保を行っていく必要があります。また、1号認定こども(満3歳で保育の必要はなく、教育(幼稚園)を希望するこども)については保育需要の高まりから、供給過多であることを考慮して、需要と供給のバランス調整のための認定こども園への移行促進や令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の本格的実施に向けた対応の他に、こどもの人口の減少に伴う民間保育所などの経営状況の把握などを行っていくことも今後重要です。

延長保育や一時預かりといった地域子ども・子育て支援事業をはじめとする様々な保育サービスが多く保育所などで実施されており、多様化する利用者ニーズに適切に対応ができている状況です。共働き世帯の増加や子育て世帯の生活環境の変化などにより、一層の需要増が見込まれることから、継続して利用者ニーズに対応できるよう、今後も適正な必要量を算出し、その確保策を講じていく必要があります。また、新たな保育士配置基準での保育所運営が求められる中で、保育士などの確保はさらに重要性を増してくることから、引き続きそのための取組みについても検討・実施していく必要があります。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 保育需要への対応
- ・ 延長保育、一時保育などの利用者ニーズへの対応
- ・ 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた検討
- ・ 認定こども園化の促進
- ・ 保育士などの確保に向けた取組みの検討

■基本施策2 地域でのびのびと子育て・子育てできる環境づくり

施策（1） 地域・居宅における子育てを応援します

施策（2） 児童の健全な育成を図ります

【総括】

少子化の進行に伴い、こども同士、子育て世帯同士の交流機会が減少している状況下において、さんさん館や民間保育所などで運営する地域子育て支援センターは、子育てに関する交流・相談・情報提供の拠点であり、本市の子育て支援の充実などを図るうえで、一層重要性を増していくことから、今後も引き続き施設運営の充実を図っていく必要があります。

また、ファミリー・サポート・センター事業やリフレッシュ保育事業など、子育て世代を直接的に支援するサービスについては、利用者ニーズに確実に対応できるよう安定的なサービス提供体制づくりのための検討を行っていくことも重要です。

学童保育については、特に利用の多い小学1～3年生はほぼ横ばいで推移し、4～6年生は減少傾向にあるものの、保育所などと同様、共働き世帯の増加により、その需要は今後も高いものと見込まれます。今後も引き続き、入所児童数の推移などを注視しながら、待機児童が発生することのないよう、入所定員の適切な確保を行っていく必要があります。

また、現在たつのこやま管理棟を活用し、実施しているこどもたちの居場所づくりについて、関係団体からのヒアリングやアンケート調査などにおいて、拡充などを望む声があることから、今後それに向けた協議・検討を行っていくことが重要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 学童保育需要への対応
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実
- ・ ファミリー・サポート・センター事業、リフレッシュ保育事業などの利用者ニーズへの対応
- ・ こどもの居場所づくりの推進

■基本施策3 子どもが健やかにいきいきと育つ環境づくり

- 施策(1) 子どもと母親の健康の維持・増進に努めます
- 施策(2) 小児医療の充実に努めます
- 施策(3) ひとり親家庭の自立支援に努めます
- 施策(4) 児童虐待の防止対策を徹底します
- 施策(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減と適正化に努めます

【総括】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問では、受診勧奨などの取組みを積極的に行ってきた結果、少子化の影響下にあっても、着実に取組実績を伸ばしている状況にあります。この一方で、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、子育て上の不安や悩みとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」と回答している方の割合は45.0%と高く、また前回調査と比較して、3.0ポイント上昇していることから、「子どもと母親の健康の維持・増進」に関する取組みを今後とも充実させていく必要があります。

毎年度、児童虐待に関する相談が100件、通告が10件程度寄せられており、それらに対して、家庭訪問や関係機関からの情報収集を行い、児童相談所などの関係機関と連携して、問題解決に向けた支援を適切に行っています。このような状況下、全国的には、虐待相談件数の増加が顕在化していることなどを踏まえ、今後は「こども家庭センター」の設置・運営や地域子育て相談機関（利用者支援事業）の拡充、こどもの居場所づくりの推進など、より一層、子育て家庭を包括的に支援する体制の構築・運営が必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 育児不安解消のための母子保健の充実
- ・ こども家庭センターの設置・運営などによる児童虐待防止対策などの充実
- ・ 地域子育て相談機関（利用者支援事業）の拡充
- ・ こどもの居場所づくりの推進

■基本施策4 障がいのある子どもとその家族を支援する環境づくり

施策(1) 障がいのある子どもとその家族への支援を図ります

【総括】

障がいのある子どもやその家族への支援に向けては、こども発達センター つばみ園を中心として、様々な療育支援や特別教育支援などが行われている状況であり、今後も関係機関との連携体制の強化に努めて、さらなる充実を図っていく必要があります。

今後も引き続き、障がいや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じた支援の充実を図っていくため、障がい福祉全般の施策を担う「第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の着実な推進が必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 幼児教育・保育施設とこども発達センターとの有機的な連携
- ・ 第5次障がい者プランなどの着実な推進

■基本施策5 豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくり

施策(1) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~確かな学力の向上~
施策(2) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~豊かな心の育成~
施策(3) 子どもが生きるための力をはぐくむ学校教育を推進します ~健やかな体の育成~
施策(4) 信頼される学校づくりに努めます
施策(5) 郷土を知り、郷土に誇りを持つ心を育てます
施策(6) 次代の親となる世代を育てます

【総括】

こどもの学力の向上、心と体の健全な育成に向けて、各小中学校を中心として、関係機関との連携や創意工夫を図りながら、様々な取組みに努めている状況です。今後も少人数指導やチームティーチング、AIドリルの活用など、学力の向上に向けた取組みを一層推進していく必要があります。

今後も引き続き、こどもの学力向上、心と体の健全育成などに取組みながら、次代の地域づくりの担い手を育成していくため、教育分野におけるマスタープランである「第2次龍ヶ崎市教育プラン」の着実な推進が必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 教育プランの着実な推進

■基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境づくり

- 施策（1） 良質な住宅環境を確保します
- 施策（2） 安心して外出できる環境を確保します
- 施策（3） 子どもを交通事故・水の事故から守ります
- 施策（4） 子どもを犯罪から守ります

【総括】

安心・安全な生活環境づくりに向けて、市営住宅・道路・公園・交通安全施設、その他の危険個所について、計画的な修繕を行うなど、適切な管理を行っている状況です。また、交通に関しては、従来の交通安全教室の開催やチャイルドシートの利用勧奨などに加え、道路交通法の改正を受けて、自転車運転時におけるヘルメット着用促進に向けた新たな取り組みや、利便性向上のための AI オンデマンド交通実証実験などを開始しています。

今後も引き続き、住宅取得補助金をはじめとする若者・子育て世代の定住促進に向けた取り組みを推進していくとともに、安心・安全に子育てできる生活環境の実現に向けて、都市計画マスタープランに掲げる道路・住宅などに関する都市づくりの方針に即した適切な施設管理などが必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 都市計画マスタープランに掲げる各方針に即した適切な施設管理など

■基本施策7 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり

施策(1) 仕事と家庭生活が両立できる働き方を促進します

施策(2) 仕事と家庭生活が両立できる基盤を確立します

【総括】

龍ヶ崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、「子育てと仕事が両立しやすい職場環境である」と感じている人の割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれにおいても前回調査時と比較して増加しているものの、高い水準にあるとは言えない状況です。また、子育てをする上で、「仕事との両立が難しい」と感じている保護者も増加しており、保護者が不安や悩みとして挙げる項目の上位となっている状況にあります。

子育てと仕事が両立しやすい職場環境であると感じている人の割合

就学前児童保護者 24.5% → 29.7% 5.2P↑

小学生児童保護者 26.4% → 30.8% 4.4P↑

子育ての上で「仕事との両立が難しい」と感じている人の割合

就学前児童保護者 29.6% → 35.8% 6.2P↑

小学生児童保護者 20.8% → 24.2% 3.4P↑

「仕事との両立が難しい」と感じている人の割合が多いことの理由の一つとして、家庭内における家事・育児負担が女性に偏っていることが考えられるため、今後も引き続き、子育て支援に関する施策の推進に努めていくとともに、共働き・共育での推進に向けて、男性の育児休業取得促進などをはじめとした、男性の働き方改革促進のための取組みが重要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ 男性の働き方改革促進のための取組みの検討
- ・ 保育需要への対応
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実

■基本施策8 すべての子どもがより良い教育・保育を受けられる環境づくり

- 施策（1） 早期発見・早期支援のための取組の強化
- 施策（2） 生活支援の充実
- 施策（3） 教育支援の充実
- 施策（4） 就労支援の充実
- 施策（5） 支援体制の整備・充実

【総括】

こどもの貧困問題の改善・解消に向けて、「子ども家庭総合支援室」・「子育て世代包括支援センター」の設置・運営、家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーによる積極的な支援、児童扶養手当などの各種制度の適切な運用など、様々な取組みを行っている状況です。

こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなどの問題は、全国的に相談件数の増加が顕在化していることなどを踏まえ、今後も行政だけでなく、学校や地域などの関係団体との連携強化を図り、協働して適切な支援を行っていくとともに、今後は「こども家庭センター」の設置・運営や地域子育て相談機関（利用者支援事業）の拡充、こどもの居場所づくりの推進など、より一層、子育て家庭を包括的に支援する体制の構築・運営が必要です。

【今後の取組みの方向性】

- ・ こども家庭センターの設置・運営などによる児童虐待防止対策などの推進
- ・ 地域子育て相談機関（利用者支援事業）の拡充
- ・ こどもの居場所づくりの推進

第3章 計画の理念

本計画における理念は、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」でのこども・子育てに関する施策展開の考え方を踏まえ、親となる全ての者が不安などを抱えることなく、喜びを実感しながら、こどもを産むことができ、その全てのこどもたちは、たくさんの愛情の中で、健全に成長することができることを願って、次のとおり定め、様々な施策、事業を展開していきます。

喜びを実感しながら、安心してこどもを産み、
健やかに育むことができるまちの実現

Ⅰ 教育・保育の提供区域の設定

域として設定します。

駅前こどもステーション
子育て支援センター

認定こども園
北竜台ふたば文化

認定こども園
竜ヶ崎みどり

支
認定こども園
つむぎ保育龍ヶ崎園

規
事
かるがも保育園

保
ことり保育園

幼
ことり保育園分園

龍ヶ崎文化幼稚園

認定こども園
龍ヶ崎園

アドバンスキッズ

事
規
ときわ保育園

保
富士見幼稚園

幼
認定こども園
ぶどうの木
龍ヶ崎幼稚園

龍ヶ崎とまと保育園

保
ひなた・kids

規
幼
龍ヶ崎愛宕幼稚園

幼
めばえ幼稚園

保
まつやま中央保育園

保
まつやま大宮保育園

保
なないろ保育園

家
Elly's House

ながと夢認定こども園

保
あすなろ保育園(～R7.6)予定

保
八原保育所

支
さんさん館
子育て支援センター

認
しらはね認定こども園

認
認定こども園あいゆう園

認
(仮)あすなろ認定こども園(R7.7～)予定

保
認可保育所

認
認定こども園(幼保連携型)

事
事業所内保育事業所

規
小規模保育事業所

家
家庭的保育事業所

幼
幼稚園

支
子育て支援センター

2 施策の展開

本計画で掲げる理念に基づきながら、本市の子育て支援に係る課題等を考慮して、次の5つの基本施策を掲げ、その推進に向けて事業の展開を図っていきます。

基本施策		具体的な取組み
I	幼児教育・保育の提供体制の確保	(1) 幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」
		(2) 教育・保育の一体的な提供の推進
		(3) 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援
		(4) 保育士確保のための取組み
II	地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 延長保育事業
		(2) 一時預かり事業
		(3) 病児保育事業
		(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		(5) ファミリー・サポート・センター事業
		(6) 子育て短期支援事業
		(7) 地域子育て支援拠点事業
		(8) 利用者支援事業
		(9) 乳児家庭全戸訪問事業
		(10) 養育支援訪問事業
		(11) 妊婦健康診査事業
		(12) 学童保育事業
		(13) 産後ケア事業
		(14) 妊婦等包括相談支援事業
		(15) 実費徴収に係る補足給付のための取組み
		(16) 多様な事業者が参入することを促進するための取組み
基本施策		施策の方向性
III	安心して産み育てることができる環境の整備と子育て支援の充実	(1) 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、地域で安全に過ごすことができる居場所（遊び場）を創出します。
		(2) 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組めます。
IV	すべてのこどもを守り、支える環境の充実	児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適切な支援を行います。
V	仕事と家庭生活が両立できる環境の充実	男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男性・女性ともに育児などを両立できるための柔軟な働き方の実現に向けた取組みを推進します。

基本施策Ⅰ 幼児教育・保育の提供体制の確保

(1) 幼児教育・保育の「量の見込み」と「提供体制の確保」

--1号認定・2号認定【3～5歳】--

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(3～5歳)	1,234	1,170	1,066	1,036	993	979
量の見込み…①	1,190	1,109	1,011	981	941	927
1号認定	381	382	348	338	324	319
2号認定	809	727	663	643	617	608
保育ニーズ	744	652	595	577	554	546
教育ニーズ	65	75	68	66	63	62
確保方策…②	1,398	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
特定教育・保育施設1号	565 (65)	574 (75)	574 (68)	574 (66)	574 (63)	574 (62)
特定教育・保育施設2号	833	837	837	837	837	837
差 ②-①	208	302	400	430	470	484

※()の数字は、2号認定こどもに該当する児童であっても、幼児期の学校教育の利用希望が強い児童の数であり、特定教育・保育施設1号の確保方策の内数となります。

--3号認定【0～2歳】--

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(0～2歳)	1,003	961	949	938	930	922
児童数(0歳)	322	318	314	311	309	305
児童数(1歳)	319	314	311	307	305	303
児童数(2歳)	362	329	324	320	316	314
量の見込み…①	528	524	520	518	517	515
3号認定(0歳)※	98	103	102	101	101	99
3号認定(1歳)	192	192	191	191	191	191
3号認定(2歳)	238	229	227	226	225	225
0～2歳保育利用率	54.0%	54.8%	55.0%	55.4%	55.8%	56.0%
確保方策…②	618	614	614	614	614	614
特定教育・保育施設0歳	92	87	87	87	87	87
特定教育・保育施設1歳	194	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設2歳	238	238	238	238	238	238
特定地域型保育事業	94	94	94	94	94	94
差 ②-①	90	90	94	96	97	99

※3号認定(0歳)の量の見込みは、過去の実績及び傾向を勘案し、10月1日時点の見込み数を算出したものです。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟にこどもを受け入れることのできる施設です。こどもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わせられて受けられます。

本市では、教育・保育の一体的提供の重要性や認定こども園の数々の利点を踏まえ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行後、市内の私立幼稚園などに対する情報提供や要請を通じて移行促進に努めてきました。各施設の理解と協力により、着々と認定こども園へ移行し、令和6年4月1日現在においては、市内の認定こども園は6施設となっています。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るための支援に努めます。

(3) 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

保護者が保育所などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることなく、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、担当課窓口や地域子育て支援センターなどを通じて、休業中の保護者への情報提供や相談支援の充実に努めます。

また、休業明けの保護者の認定こども園、保育所などの速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れや優先度の引上げなどに努めます。

(4) 保育士確保のための取組み

取組み	区分	取組みの内容	担当課
保育士等確保体制支援事業	新	利用定員に空きが出た場合でも、保育士などの安定的な雇用を確保できるよう、保育所などの運営支援を行います。	保育課
保育士等修学資金貸付事業	継	保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、将来市内の保育所などで保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。	保育課
保育士等就労促進家賃補助事業	継	市内の保育所などで新たに常勤雇用された方の家賃を補助します。	保育課
保育所等合同就職説明会の開催	継	市内の保育所などと就職希望者との架け橋として、龍ヶ崎市、利根町にある保育所などによる合同就職説明会を開催し、保育士の確保に努めます。	保育課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続

基本施策Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、保育所などでの保育を実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	547	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	720	720
実施か所数	13	13

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	606	573	562	547	541
確保方策…②					
利用確保数	606	573	562	547	541
実施か所数	14	14	14	14	14
差 ②-①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施します。

●一時預かり事業（幼稚園型）

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	16,431	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	1,099	1,099
実施か所数	1か所	1か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654
確保方策…②					
利用確保数	25,974	23,643	22,961	21,995	21,654
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
差 ②-①	0	0	0	0	0

●一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かります。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	2,849	----
確保方策(計画値)		
利用確保・実施か所数	5,426 10 か所	5,426 10 か所
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	4,306 9 か所	4,306 9 か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	1,120 1 か所	1,120 1 か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	2,705	2,666	2,642	2,621	2,603
確保方策…②					
利用確保・実施か所数	5,523 10 か所	5,523 10 か所	5,523 10 か所	5,523 10 か所	5,523 10 か所
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	4,428 9 か所	4,428 9 か所	4,428 9 か所	4,428 9 か所	4,428 9 か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	1,095 1 か所	1,095 1 か所	1,095 1 か所	1,095 1 か所	1,095 1 か所
差 ②-①	2,818	2,857	2,881	2,902	2,920

(3) 病児保育事業

病児や病後児などについて、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	1,784	----
確保方策(計画値)		
利用確保・実施か所数	4,106 7 か所	4,106 7 か所
病児保育事業	4,106 7 か所	4,106 7 か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	— 0 か所	— 0 か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	2,427	2,298	2,243	2,181	2,147
確保方策…②					
利用確保・実施か所数	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所
病児保育事業	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所	4,674 9 か所
子育て援助活動支援事業 (病児緊急対策強化事業除く)	— 0 か所	— 0 か所	— 0 か所	— 0 か所	— 0 か所
差 ②-①	2,247	2,376	2,431	2,493	2,527

(4) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所などにおいて、乳児または満3歳未満の幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①					
0歳児	—	8	8	8	8
1歳児	—	7	7	7	7
2歳児	—	6	6	6	6
確保方策(人日)…②					
0歳児	—	8	8	8	8
1歳児	—	7	7	7	7
2歳児	—	6	6	6	6
差 ②-①	—	0	0	0	0

(5) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童などを育てる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	3,816	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	2,493	2,433
実施か所数	1か所	1か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	3,878	3,917	3,956	3,996	4,036
確保方策…②					
利用確保数	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差 ②-①	502	463	424	384	344

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などにより家庭での養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに養育を依頼し、必要な保護を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人日)	2	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	モニタリング	モニタリング
実施か所数	8か所	8か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)…①	24	24	24	24	24
確保方策…②					
利用確保数	24	24	24	24	24
実施か所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人回)	8,321	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	10,740	10,402
実施か所数	7か所	7か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)…①	8,156	8,104	8,014	7,990	7,928
確保方策…②					
利用確保数	15,252	15,252	15,252	15,252	15,252
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
差 ②-①	7,096	7,148	7,238	7,262	7,324

(8) 利用者支援事業

こども及びその保護者、または妊娠している人などに、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスなどが円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(か所)	3か所	3か所
確保方策(計画内容)		
実施か所数	3か所	3か所
実施施設	市役所、さんさん館 駅前こどもステーション	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)…①	3か所	5か所	6か所	7か所	8か所
確保方策…②					
実施か所数	3か所	5か所	6か所	7か所	8か所
実施施設	市役所、さんさん館、駅前こどもステーション、保育所(園)、 認定こども園				
差 ②-①	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供の他、乳児や保護者の心身の状況、養育環境などの把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行います。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	338	----
確保方策(計画内容)	助産師や保健師が全戸訪問	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	318	314	311	309	305
確保方策	助産師や保健師が全戸訪問				

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	76	----
確保方策(計画内容)	家庭児童相談員、 保健師などが訪問	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	80	80	80	80	80
確保方策	家庭児童相談員、保健師などが訪問				

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。

	令和5年度	令和6年度
実績値(人回)	3,258	----
確保方策(計画内容)	14回の妊婦健康診査 受診票交付	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,180	3,140	3,110	3,090	3,050
確保方策	妊娠届出者へ14回の妊婦健康診査受診票交付				

(12) 学童保育事業

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室や体育館、校庭などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ 1～3年生 ■

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	704	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	704	718
実施か所数	11か所	11か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	675	657	610	586	546
確保方策…②					
利用確保数	818	818	804	814	800
実施か所数	10か所	10か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	143	161	194	228	254

■ 4～6年生 ■

	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	207	----
確保方策(計画値)		
利用確保数	262	267
実施か所数	11か所	11か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)…①	231	226	235	215	214
確保方策…②					
利用確保数	280	280	309	299	313
実施か所数	10か所	10か所	9か所	9か所	9か所
差 ②-①	49	54	74	84	99

(13) 産後ケア事業

出産後、1 年未満の母子を対象に、委託医療機関等で通所や宿泊・訪問を通して心身のケアや育児のサポートなどを行います。

	令和 5 年度	令和 6 年度
実績値(人日)	98	----

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人日)…①	120	130	140	150	160
確保方策…②	120	130	140	150	160
差 ②-①	0	0	0	0	0

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者などに対して、それぞれのニーズに応じた子育てに関する情報提供や相談を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
量の見込み	妊娠届出数 318 1 組当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 954 回	妊娠届出数 314 1 組当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 942 回	妊娠届出数 311 1 組当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 933回
確保方策 (こども家庭センター)	716回	707回	700回
確保方策 (上記以外の業務委託)	238回	235 回	233回

	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	妊娠届出数 309 1 組当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 927 回	妊娠届出数 305 1 組当たりの面談回数 3回 面談実施合計回数 915 回
確保方策 (こども家庭センター)	696 回	687 回
確保方策 (上記以外の業務委託)	231 回	228 回

(15) 実費徴収に係る補足給付のための取組み

低所得者世帯を対象として、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品や文房具などの教材費、行事への参加費用などを助成します。

	令和5年度	令和6年度
実績	実施	実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

(16) 多様な事業者が参入することを促進するための取組み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、事業実施に関する相談や手続きに関する支援などを行い、多様な事業者の新規参入を促進します。

	令和5年度	令和6年度
実績	実施	実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施

基本施策Ⅲ 安心して産み育てることができる環境の整備と子育て支援の充実

施策の方向性

- (1) 子育て中の親子が、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図るとともに、地域で安全に過ごすことができる居場所（遊び場）を創出します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
新たな子育て支援拠点の整備検討	新	本市全体の子育て支援環境の充実を図るため、市域東部における既存の子育て支援拠点の他、新たな地域における子育て支援拠点の整備を検討します。	まちの魅力創造課 こども家庭課
各地域におけるこどもの居場所（遊び場）の創出検討	新	本市の子育て支援環境の充実を図るため、市民などから要望のある、市内各地域におけるこどもの居場所（遊び場）の創出を検討します。	こども家庭課
子育て世代との意見交換会の開催	新	子育て世代を取り巻く環境の変化や子育て世代の声などを的確に把握し、子育て支援施策に反映していくため、子育て世代との意見交換の機会を設けます。 また、市に対して子育て世代の方が気軽に子育てに関するご意見やご要望をお寄せいただけるための仕組みを検討します。	こども家庭課
こども家庭センターの運営の充実	新	母子保健と児童福祉の一体的な運営を行う機能を有し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うため、令和7年4月に設置した「こども家庭センター」の運営充実に向けて、配置職員のスキル向上などの取組みを行います。	こども家庭課
こども誰でも通園制度の実施検討	新	子ども・子育て支援法などの一部改正により創設された「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」の令和8年度からの本格的実施に向けた検討・準備を行います。	保育課
駅前こどもステーションのリニューアル	新	令和7年3月に事業を終えた送迎サービスに代わる新たな機能を付加して、施設の充実を図ります。	こども家庭課
子育て支援団体の運営支援	新	本市の子育て支援を支える NPO 法人（本市から子育てサポート認定団体として、認定を受けている団体）の安定的かつ持続的な活動のための支援を検討します。	こども家庭課

さんさん館（地域子育て支援センター）の運営拡充	拡	こどもや子育て世代の交流の場として、また、子育てに関する相談や情報を入手する場として、多くの子育て家庭に利用されている地域子育て支援拠点事業の中核である「さんさん館」の開館日数を増加するなど、運営の拡充を図ります。	こども家庭課
リフレッシュ保育事業の拡充	拡	一時的にお子さんを預かり、保護者がリフレッシュできる時間を提供するリフレッシュ保育事業の実施か所数の増加を図るなど、事業の拡充を図ります。	こども家庭課
龍ヶ崎市育児応援サイトの充実	充	本市の子育て支援サービスなどに関する情報発信・提供の充実を図るため、龍ヶ崎市育児応援サイトのコンテンツの充実やタイムリーな情報発信を行います。	こども家庭課
子育てガイドの発行方法等の見直し	充	本市の子育て支援に関する情報を多くの子育て世代の方に知っていただき、ご活用いただけるよう既存の「子育てガイド」の発行方法等の見直しを行います。	こども家庭課

区分 新：新規， 拡：拡充， 充：充実， 継：継続

施策の方向性

(2) 妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
家庭訪問型子育て支援 (ホームスタート)の導入	新	地域の子育て経験者が子育てを始めたばかりの家庭を訪問し、保護者の相談を受けたり、家事や育児と一緒に取り組むホームスタートの導入について、検討します。	こども家庭課
小児医療オンライン相談の実施	新	お子さんの急な体調の変化に際し、医療機関受診の要否の判断や、日常の不安や疑問を解消するために、小児医療オンライン相談を導入します。	医療対策課
不妊治療費助成事業の実施	新	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び男性不妊治療について、経済的負担の軽減を図るために治療費の一部を助成します。	こども家庭課
乳幼児健康診査の実施	拡	3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳5か月児健康診査を実施し、心身の成長発達の確認及び病気の早期発見に努めます。 また、就学に向けて、5歳児健康診査の実施についても検討します。	こども家庭課 健康増進課
産前産後支援サービス 利用申請の電子化	充	産前産後のサービス(産後ケア事業、産前産後家事等支援事業など)に係る利用申請受付について電子化することで、利用者の利便性の向上を図ります。	こども家庭課
プレママ教室・プレパパ 教室の開催	充	妊娠中の生活やお産の流れ、赤ちゃんのお世話などについての教室を開催し、安心して共に子育てできるよう支援します。 また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・育児参画の重要性に関しての啓発を行います。	こども家庭課 健康増進課
妊婦歯周疾患検診の実施	継	妊娠中は、歯肉炎など歯周疾患になりやすく、歯周病は低出生体重児との関連があるとされているため、歯周疾患検診の助成をすることで、歯周疾患の早期発見・早期治療につなげます。	こども家庭課 健康増進課
新生児聴覚検査の実施	継	新生児期において、先天性難聴の早期発見を目的として実施する検査に係る費用の助成を行います。	こども家庭課

産前産後家事等支援事業（たつのこヘルパー）の実施	継	家族などから家事や育児のサポートが受けられない妊婦や出産後1年未満の産婦を対象に、家事支援や育児補助支援サービスを提供することで母親などの身体的負担と、費用助成による経済的負担軽減を図ります。	こども家庭課
乳児委託健康診査の実施	継	生後1か月児健康診査、3～7か月児健康診査、8～11か月児健康診査を医療機関で実施し、お子さんの成長発達の確認や病気の早期発見に努めます。	こども家庭課
妊娠判定費用助成事業の実施	継	住民税非課税世帯などを対象に経済的負担を軽減するため、妊娠判定に係る費用の一部を助成します。	こども家庭課
マタニティタクシー費用助成事業の実施	継	妊産婦健康診査やプレママ教室、出産時、産後ケア事業の際に利用したタクシー費用の一部を助成します。	こども家庭課
産婦健康診査の実施	継	産婦健康診査（産後2週間及び4週間）により、産婦の心身の健康状態を確認し、支援が必要な産婦には早期に支援を行います。	こども家庭課
こどもの健康相談の開催	継	就学前のお子さんを対象に、身体測定その他、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び視能訓練士による個別相談を行うことで、子育ての悩みを解消し、保護者が安心して子育てできるよう支援します。	こども家庭課 健康増進課
離乳食教室の開催	継	離乳食の進め方や食べさせ方の講話などを通して、離乳食に関する不安が解消できるよう支援するとともに、乳歯のお手入れ方法についての講話により、歯磨きの習慣化に努めます。	こども家庭課 健康増進課
おひさまくらの実施（発達相談）	継	未就学のお子さんの発達面や行動面で心配なことがある保護者の個別相談を行います。	こども家庭課 健康増進課
たんぽぽくらの実施（育児相談）	継	小学生までのお子さんの関わり方で、困っている保護者の個別相談を行います。	こども家庭課 健康増進課
児童発達支援の実施	継	発達に課題のあるお子さんを対象に「こども発達センター つばみ園」において、保育所や小学校などと連携しながら、早期療育のための適切な指導などを行い、お子さんとその家族への支援を行います。	障がい福祉課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続

基本施策Ⅳ すべてのこどもを守り、支える環境の充実

施策の方向性

児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、社会的課題に対する総合的な支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭や育児不安を抱える家庭など、家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
こども家庭センターにおける相談体制の強化	新	関係機関との連携体制の強化とともに、個々のケースに応じたサポートプランの内容の充実を図ること、こども家庭センターにおける相談支援体制の強化を図ります。	こども家庭課
子育て世帯訪問支援事業の実施	新	家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。	こども家庭課
児童育成支援拠点事業の実施	新	養育環境などに課題を抱える児童などに対して、居場所となる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携し、個々の児童の状況に応じた支援を行います。 また、NPO 法人などと連携し、こどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制を強化します。	こども家庭課
親子関係形成支援事業の実施	新	児童との関わり方に悩みや不安を抱えている保護者と児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。 また、保護者同士が相談し、情報の交換ができる場を設けることにより、適切な親子関係の形成を図ります。	こども家庭課
こども食堂の設置の促進	新	新たにこども食堂やこどもへの宅食などの支援を行うことを希望している民間団体などに対し、必要な情報提供や活動支援などを通じて、設置の促進を図ります。	こども家庭課

龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの充実	充	全国的に児童虐待などの問題が顕在化していることなどを踏まえ、今後一層、適切な保護、支援を行っていくため、関係機関との連携強化を図りながら、子どもを守るネットワークや、個々のケースを具体的に扱う個別ケース検討会議の適切な運営を行います。	こども家庭課
要支援児童などの見守り強化事業の実施	継	児童虐待などのリスク軽減のため、要支援児童などに対して、食事や居場所を提供するなど、見守り体制の強化を図ります。	こども家庭課
母子家庭・父子家庭の自立支援の推進	継	母子家庭・父子家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、認定こども園や保育所、学童保育の優先入所に配慮します。 また、各種手当の適切な制度運用による経済的支援の他、ハローワークなどの関係機関と連携した就業支援などを行うことで、自立支援を推進します。	こども家庭課 保育課

区分 新:新規 , 拡:拡充 , 充:充実 , 継:継続

基本施策Ⅴ 仕事と家庭生活が両立できる環境の充実

施策の方向性

男性の働き方改革や家庭での家事・育児参画に加え、男性・女性ともに育児などを両立できるための柔軟な働き方の実現に向けた取組みを推進します。

取組み	区分	取組みの内容	担当課
男性を対象とした働き方改革のための講座などの開催	新	男性を対象とした講座やイベントを開催し、働き方改革のための啓発・促進を図ります。	こども家庭課
市内企業を対象とした男性の育児休暇取得促進のための啓発活動	新	事業主などに対して、父親の育児休業取得促進や子育て期間中の勤務時間短縮などについての普及・啓発を行います。	こども家庭課
子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けた啓発活動	新	事業主などに対して、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現（始業開始の変更、テレワークなど）に向けた普及・啓発を行います。	こども家庭課
プレママ教室・プレパパ教室の開催（再掲）	充	妊娠中の生活やお産の流れ、赤ちゃんのお世話などについての教室を開催し、安心して共に子育てできるよう支援します。 また、プレパパ教室では、男性の家庭での家事・育児参画の重要性に関する啓発を行います。	こども家庭課 健康増進課

区分 新:新規， 拡:拡充， 充:充実， 継:継続

3 成果指標（重要業績成果指標）と目標値の設定

本計画の推進状況などを定量的に測るための指標として、成果指標（重要業績成果指標）と目標値を設定します。

これらの設定に当たっては、本計画が「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」におけるこども・子育てに関する施策展開の考え方を踏まえていることを考慮して、次のとおりとします。

成果指標名	現状値	目標値※ (令和 8 年度)
子育てしやすいまちであると感じる市民の割合 (18 歳～49 歳) (出典:まちづくり市民アンケート)	37.8% (令和 6 年度)	65.0%
妊娠・出産の支援に対し満足している市民の割合 (出典:3・4 か月児健診アンケート)	86.5% (令和 5 年度)	80.0%以上 を維持
小学校入学前の子どもたちへの教育内容・施設への満足度 (18 歳～49 歳) (出典:まちづくり市民アンケート)	25.3% (令和 6 年度)	44.0%
保育所待機児童数 (毎年 4 月 1 日現在) (出典:保育所等利用待機児童数調査)	0 (令和 6 年度)	毎年 0 を維持

※ 目標値・目標年度は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に掲げる令和 8 年度の目標値を掲載しています。令和 9 年度以降は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」での目標値の見直し後、本計画もそれに合わせた見直しを行います。